

杉並区総合計画

(平成 31 年度～33 年度)
(2019～2021 年度)



杉並区

「総合計画」・「実行計画」等の改定について

区では、杉並区の将来像と目標を描いた「杉並区基本構想（10年ビジョン）」の実現のための道筋として、平成24年3月に「杉並区総合計画（10年プラン）」・「杉並区実行計画（3年プログラム）」等を策定しました。

その後、計画事業の推進に努めてきたところですが、基本構想の最終年次である平成33年度（2021年度）に向けて、これまでの取組実績の検証のもと、区政を取り巻く社会経済状況の変化等に対応し、基本構想の実現を確実なものとするため計画を改定します。

(1) 杉並区総合計画【10年プラン】

- 総合計画は、基本構想を実現するための具体的な道筋となる10年間（平成24～33年度）の計画です。（今回の改定は（平成31～33年度）（2019～2021年度）の3か年の計画です。）
- 基本構想に掲げる「10年後の将来像」の実現に向けた5つの目標に沿った32の「施策」、施策展開を支える3つの「協働推進基本方針」及び5つの「行財政改革基本方針」をもって構成する総合的な計画です。

(2) 杉並区実行計画【3年プログラム】

《別紙 資料4-1、4-2》

- 実行計画は、総合計画で示す施策を構成する計画事業の取組を明らかにした財政の裏付けを持つ3年間（平成31～33年度）（2019～2021年度）の計画です。
- 計画事業については、各年度の事業量と実施時期及び経費を明らかにします。

(3) 杉並区協働推進計画

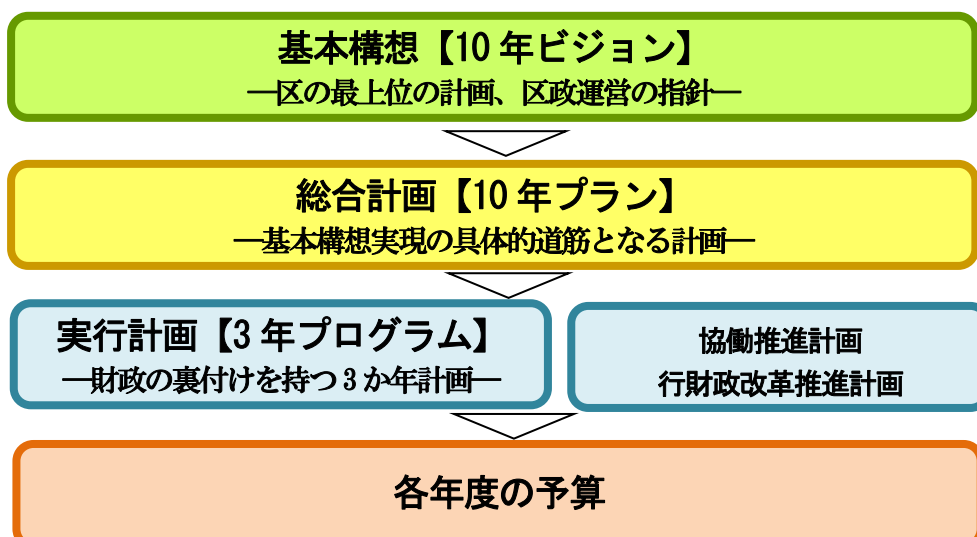
《別紙 資料5》

- 協働推進計画は、「協働推進基本方針」に基づく主な具体的な取組の3年間（平成31～33年度）（2019～2021年度）の計画です。

(4) 杉並区行財政改革推進計画

《別紙 資料6》

- 行財政改革推進計画は、「行財政改革基本方針」に基づく具体的な取組の3年間（平成31～33年度）（2019～2021年度）の計画です。



「総合計画」・「実行計画」等の体系一覧

○総合計画・実行計画 目標別 施策・計画事業体系一覧・・・・・・・・・・体系1

3 2 施策 1 3 3 事業

○協働推進計画 方針別 計画事業体系一覧・・・・・・・・・・体系2

3 方針 4 6 事業

○行財政改革推進計画 方針別 計画事業体系一覧・・・・・・・・・・体系3

5 方針 5 2 事業

総合計画・実行計画 目標別 施策・計画事業体系一覧

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策1 災害に強い防災まちづくり

- 耐震改修の促進
- 震災救援所周辺等の不燃化促進
- 木造住宅密集地域の解消対策の推進
- 橋梁の長寿命化と補強・改良
- 雨水流出抑制対策の推進
- 水防情報システムの改修
- 水害多発地域対策の推進
- 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進
- 下高井戸おおぞら公園の整備
- 馬橋公園の整備
- 都市計画高井戸公園の整備促進

施策2 減災の視点に立った防災対策の推進

- 地域防災力の向上
- 防災施設の機能強化
- 自治体間連携による防災対策の推進
- 帰宅困難者対策の推進
- ICTを活用した災害情報の収集と発信
- 災害時医療体制の充実
- 災害時要配慮者支援の推進
- 防災教育の充実

施策3 安全・安心の地域社会づくり

- 防犯力が高いまちづくり
- 地域防犯対策の推進
- 暴力団排除の推進
- 消費者被害防止の強化
- 自転車安全利用の推進
- 交通安全施設の整備
- 街路灯の整備等

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策4 利便性の高い快適な都市基盤の整備

- 鉄道連続立体交差の推進
- 都市計画道路の整備
- 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進
- 生活道路等の整備
- 自転車等放置防止対策の推進
- 都市基盤情報の整備
- 新たな地域交通の整備
- ユニバーサルデザインのまちづくり推進

施策5 良好な住環境の整備

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援の充実
- 公営住宅の運営
- まちづくり活動の支援
- 地区計画等によるまちづくりの推進
- 空家等対策の推進

施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり

- 荻窪駅周辺都市再生事業の推進
- 多心型まちづくりの推進
- 景観まちづくりの推進
- 彩並らしさを活かした観光事業の推進
- アニメの振興とにぎわいの創出
- 地域特性を活かした商店街活性化促進
- オリンピック・パラリンピック事業の推進

施策7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興

- 地域特性を活かした商店街活性化促進
- 都市型農業の支援
- 中小企業の支援
- 若者等の就労支援
- 彩並らしさを活かした観光事業の推進
- アニメの振興とにぎわいの創出

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策8 水とみどりのネットワークの形成

- 憩いの水辺創出
- みどりの保全
- みどりの創出
- みどりの育成
- みどりの協働推進
- 下高井戸おおぞら公園の整備
- 馬橋公園の整備
- 都市計画高井戸公園の整備促進
- (仮称)荻外荘公園の整備
- 新 柏の宮公園の整備
- 身近な公園の整備

施策9 持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり

- 杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進
- 魅力ある快適な生活環境の確保
- 環境学習の推進
- 街路灯の整備等

施策10 ごみの減量と資源化の推進

- ごみの減量運動の推進
- 資源化の推進
- ごみの排出マナーの向上と環境美化の促進

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策11 いきいきと暮らせる健康づくり

- 区民健康づくりの推進
- 生活習慣病予防対策の推進
- がん対策の推進
- 「心の健康づくり」の推進
- スポーツを推進する環境づくり

施策12 地域医療体制の充実

- 救急医療体制の充実
- 災害時医療体制の充実
- 在宅医療体制の充実
- 感染症対策の推進

施策13 高齢者の社会参加の支援

- 高齢者のいきがい活動の推進
- 長寿応援ポイント事業の推進

施策14 高齢者の地域包括ケアの推進

- 地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークづくりの推進
- 認知症対策の充実
- 地域の見守り体制の充実
- 家族介護者支援事業の充実
- 在宅医療体制の充実

施策15 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

- 特別養護老人ホーム等の整備
- 認知症高齢者グループホーム等の整備
- ケア付き住まいの整備

施策16 障害者の社会参加と就労機会の充実

- 重度障害者通所施設の整備
- 障害者の就労支援の充実
- 障害者の社会参加支援の充実

施策17 障害者の地域生活支援の充実

- 障害者の地域生活を支える体制の充実
- 障害者グループホーム等の整備
- 障害者の権利擁護の推進
- 発達障害者支援の充実

施策18 地域福祉の充実

- 新 在宅医療・生活支援の推進
- 生活困窮者等自立支援の強化
- 災害時要配慮者支援の推進
- 権利擁護事業の利用促進

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策19 地域における子育て支援の推進

- 地域子育て支援拠点等の整備
- 子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進
- 地域人材の育成

施策20 妊娠・出産期の支援の充実

- 安心して妊娠・出産できる環境の整備
- 産後における母子支援の充実

施策21 子育てセーフティネットの充実

- ひとり親家庭の自立支援の充実
- 児童虐待対策の推進

施策22 就学前における教育・保育の充実

- 保育施設等の整備
- 新 保育の質の確保
- 多様な保育サービスの推進
- 就学前教育の充実

施策23 障害児支援の充実

- 未就学児療育体制の充実
- 障害児の放課後支援の充実

施策24 子ども・青少年の育成支援の充実

- 次世代育成基金の活用推進
- 学童クラブの整備
- 放課後等居場所事業の実施
- 中・高校生の新たな居場所づくりの推進

施策25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進

- 小中一貫教育の推進
- 学力・体力の向上
- 防災教育の充実
- 就学前教育の充実
- 特色ある教育活動の推進
- 部活動の充実
- 理科教育の充実

施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進

- 特別支援教育の充実
- 教育相談体制の整備
- いじめ・不登校対策の推進
- アレルギー対策の強化

施策27 学校教育環境の整備・充実

- 区立小中学校の改築
- 学校図書館の充実
- 学校ICTの推進

施策28 地域と共にある学校づくり

- 新しい学校づくりの推進
- 地域と連携・協働する学校づくりの推進
- 地域教育推進協議会の支援

施策29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり

- スポーツを推進する環境づくり
- 図書館サービスの情報化の推進
- 図書館の整備
- 科学教育の推進
- オリンピック・パラリンピック事業の推進

施策30 文化・芸術の振興

- 文化・芸術活動の支援
- 文化・芸術に親しむ機会の充実
- オリンピック・パラリンピック事業の推進

施策31 交流と平和、男女共同参画の推進

- 国内交流の推進
- 国際交流の推進
- 平和事業の推進
- 男女共同参画の推進

施策32 地域住民活動の支援と地域人材の育成

- 地域住民活動の支援
- 地域区民センター等の整備
- NPO等の活動支援
- 地域人材の育成

【凡 例】

- 計画事業(133事業)
- 重点計画事業(60事業)
- 再掲計画事業(他施策の目標達成に寄与する計画事業)
- 新 新規計画事業

協働推進計画 方針別 計画事業体系一覧

方針1 区民参加の促進

- 1 ボランティアとの連携・協力による地域課題の解決
 - (1)防犯対策の推進 施策3
 - (2)消費生活サポーターによる「出前講座」の実施 施策3
 - (3)阿佐ヶ谷駅・高円寺駅等の駅前広場における清掃・美化への協力 施策4
 - (4)道路等保全への区民参加 施策4
 - (5)自転車放置防止協力員の活動 施策4
 - (6)違反広告物の除却活動 施策4
 - (7)水鳥一斉調査の実施（善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出） 施策8
 - (8)みどりの保全に向けたボランティア活動 施策8
 - (9)花咲かせ隊の活動 施策8
 - (10)すぎなみ公園育て組の活動 施策8
- 2 区民参加の機会の拡大
 - (1)地域防災力の向上 施策2
 - (2)まちづくり条例に基づくまちづくりの推進 施策4・5・6
 - (3)省エネルギー及び創エネルギーの普及・推進 施策9
 - 新 (4)食品ロスの削減 施策10
 - (5)区民の参加による健康づくり 施策11
 - (6)地域と連携・協働する学校づくりの推進 施策28
 - (7)区民との協働によるオリンピック・パラリンピック事業の実施 施策29
 - 区政を話し合う会の実施

方針2 地域人材の育成と地域活動環境の充実に向けた支援

- 1 地域人材の育成
 - (1)ゆうゆう館協働事業の実施 施策13
 - (2)ひとり暮らし高齢者等たすけあいネットワーク（地域の目）事業の実施 施策14
 - (3)郷土博物館における区民参加による協働展示の企画 施策29
 - (4)男女平等推進センター啓発講座の実施 施策31
 - (5)すぎなみ地域大学の運営 施策32
 - (6)地域人材の発掘と育成の推進 施策32
 - 消費生活サポーターによる「出前講座」の実施 施策3
 - 区民の参加による健康づくり 施策11
- 2 協働による地域課題解決と公共サービスの提供
 - (1)交通安全啓発キャンペーン等の実施 施策3
 - (2)中央線あるあるプロジェクトの推進 施策6
 - (3)杉並産農産物の地産地消の推進 施策7
 - (4)「都市農地を守ろう！」アグリフェスタの開催 施策7
 - (5)食育の推進 施策11
 - (6)わがまち一番体操の実施 施策11
 - (7)民間運動施設との協定による生活習慣病予防の推進 施策11
 - (8)ヘルシーメニュー推奨店事業の実施 施策11
 - (9)災害時要配慮者支援の推進 施策18
 - (10)地域子育てネットワーク事業の実施 施策19
 - (11)子ども・子育てメッセの開催 施策19
 - (12)地域教育推進協議会の支援 施策28
 - (13)すぎなみフェスタの開催 施策31
 - (14)地域区民センター協議会への支援 施策32
 - (15)地域活性化事業への支援 施策32
 - (16)協働提案制度の実施 施策32
 - (17)NPO等の活動支援 施策32
 - 地域防災力の向上 施策2
 - すぎなみ学倶楽部の運営 施策6
 - みどりの保全に向けたボランティア活動 施策8
 - 区民との協働によるオリンピック・パラリンピック事業の実施 施策29

方針3 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーションの充実

- (1)ICTを活用した災害情報の収集と発信 施策2
- (2)すぎなみ学倶楽部の運営 施策6
- (3)すぎなみ子育てラボラトリー（略称「すぎラボ」）による子育て情報の発信 施策19
- (4)地域活動応援サイト「すぎなみ地域コム」の運営 施策32
- (5)戦略的広報の推進
- (6)区政を話し合う会の実施

新

凡 例

計画事業(46事業)
 再掲事業(他の方針の取組に寄与する事業)
新 新規計画事業

※ 計画事業の欄外の表示として関連する施策番号を記載した。

行財政改革推進計画 方針別 計画事業体系一覧

方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現

(1) 財政健全化と持続可能な財政運営の確保

- 持続可能な財政運営の確保
- 財政情報の公表

(2) 財源の確保

- 区有財産の有効活用
- 駐車場の有料化
- 区営住宅の駐車場の貸出
- 広告収入等の確保

新 (3) 民間事業者との連携による敬老会事業等の収入確保

- 税・保険料・利用料等の収納率の向上
- 社会保障・税番号制度（マイナンバー）を活用した適正な賦課の実施
- ふるさと納税制度の活用

(3) 負担の公平性の確保

- 補助金の見直し
- 使用料・手数料等の見直し
- 奨学資金の償還率向上
- 事業系有料ごみ処理券貼付の適正化
- 子育て応援券事業の適正化

方針2 効率的な行政運営

(1) 行政評価の充実

- 行政評価の充実

(2) 事業の運営や執行方法の見直し

- 民営化宿泊施設の運営の見直し
- 区民サービス窓口の整備
- 新 すぎなみ地域大学の業務実施方法の見直し
- 公園管理体制の見直し
- 環境活動推進センターの運営の見直し
- ごみ収集方法の効率化
- 新 中央図書館のサービス業務実施方法の見直し
- 区立障害者通所施設の役割の見直しと民間施設への支援
- 区立施設を活用したふれあいの家の再構築

(3) 情報システムの見直し

- 住民情報系システムの再構築

(4) 多様な主体によるサービスの提供

- 民営化・民間委託等の推進
- 区立保育園の民営化等の推進
- 学童クラブ運営委託の推進
- 介護保険課の業務委託等の推進
- 課税課の業務委託等の推進
- 職員の給与福利事務の効率化
- 新 地域区民センターへの指定管理者制度の導入
- 新 地域図書館（業務委託館）の指定管理者制度への移行
- 入札・契約制度の改革
- 委託業務等のモニタリングシステムの実施

方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成

(1) 研修の実施と職員の育成

- 時代の変化に挑戦する職員の育成
- 五つ星の区役所づくり

(2) 効率的で活力ある組織運営

- 組織の改編と柔軟な人材活用
- 新 弾力的な勤務体制の整備

(3) 職員数の適正管理

- 定員管理方針に基づく職員数の適正管理
- 保育園調理用務職員の退職不補充
- 清掃職員の退職不補充
- 学校用務業務等の包括委託等の推進
- 学校警備の機械警備委託の推進
- 学校給食の調理委託の推進

方針4 区立施設の再編・整備

(1) 区立施設再編整備計画の推進

- 新 公民連携（PPP）による公有財産の活用

(2) 東京都・国との連携・協力によるまちづくりの推進

- 東京都・国との連携・協力によるまちづくりの推進

方針5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

(1) 自治・分権の推進

- 自治・分権の推進

(2) 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上

- 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上

(3) 基礎自治体間の新たな広域連携の推進

- 基礎自治体間の新たな広域連携の推進

(4) 区立学校と区内都立学校との連携協働による教育活動の推進

- 区立学校と区内都立学校との連携協働による教育活動の推進

凡例

計画事業（52事業）

新 新規計画事業

総合計画（平成31～33年度）（2019～2021年度） 目次

I 目標別の計画内容

目 標	施 策	頁	
1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち	1 災害に強い防災まちづくり	1	
	2 減災の視点に立った防災対策の推進	3	
	3 安全・安心の地域社会づくり	5	
2 暮らしやすく快適で魅力あるまち	4 利便性の高い快適な都市基盤の整備	7	
	5 良好な住環境の整備	9	
	6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり	11	
	7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興	13	
3 みどり豊かな環境にやさしいまち	8 水とみどりのネットワークの形成	15	
	9 持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり	17	
	10 ごみの減量と資源化の推進	19	
4 健康長寿と支えあいのまち	11 いきいきと暮らせる健康づくり	21	
	12 地域医療体制の充実	23	
	13 高齢者の社会参加の支援	25	
	14 高齢者の地域包括ケアの推進	27	
	15 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	29	
	16 障害者の社会参加と就労機会の充実	31	
	17 障害者の地域生活支援の充実	33	
	18 地域福祉の充実	35	
	5 人を育み共につながる心豊かなまち	19 地域における子育て支援の推進	37
		20 妊娠・出産期の支援の充実	39
21 子育てセーフティネットの充実		41	
22 就学前における教育・保育の充実		43	
23 障害児支援の充実		45	
24 子ども・青少年の育成支援の充実		47	
25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進		49	
26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進		51	
27 学校教育環境の整備・充実		53	
28 地域と共にある学校づくり		55	
	29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり	57	
	30 文化・芸術の振興	59	
	31 交流と平和、男女共同参画の推進	61	
	32 地域住民活動の支援と地域人材の育成	63	
II 基本構想を実現するために			
1 協働推進基本方針		65	
2 行財政改革基本方針		69	
3 区民と共に実現する基本構想		78	

I 目標別の計画内容

■目標 1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策1 災害に強い防災まちづくり

現状と課題

- 区内には平成 29 年度に公表した地震被害シミュレーション^{※1}結果で示すとおり、木造住宅密集地域など、大震災発生時の建物倒壊危険度や火災危険度が高い地域があることから、より多くの区民に地震被害想定や減災対策の効果を周知し、建築物の耐震化や不燃化、狭あい道路^{※2}の拡幅整備などを着実に進める必要があります。今後、高い確率で発生が予測されている首都直下地震から区民の生命と財産を守るため、災害時に倒れにくく燃えにくい防災まちづくりを推進することは最重要課題の一つです。
- 近年、区では集中豪雨により多くの浸水被害が発生しています。雨水が地下に浸透しにくくなっている現状の中で、都市型水害^{※3}対策も重要な課題です。

計画最終年度(平成 33 年度)(2021 年度)の目標

- 区内の建築物の耐震化は大きく改善され、また、災害時に避難・救護の拠点となる震災救援所(区立小中学校^等)周辺などの不燃化と木造住宅密集地域の不燃化対策が進み、倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。
- 総合治水対策として、東京都の河川改修事業とともに、雨水貯留や雨水浸透などの雨水流出抑制対策^{※4}が進んでいます。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24 年度)		実績値 (29 年度)		目標値 (33 年度) (2021 年度)	指標の説明・計算式
区内建築物の耐震化率	80.1%		86.8%		96%	耐震性を有する建物棟数 ÷ 建物総棟数
木造住宅密集地域の 不燃領域率(不燃化特区)	52.1%	→	57.5%	→	70% (32 年度) (2020 年度)	空地率 + (1 - 空地率 ÷ 100) × 不燃化率
雨水流出抑制対策施設の 整備率	43.3%		50.1%		60%	流域豪雨対策計画の目 標対策量 ^{※5} (631,000 m ³) に対する雨水流出抑制 対策整備量の割合

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 耐震改修の促進	重点	P1
2 震災救援所周辺等の不燃化促進	重点	P2
3 木造住宅密集地域の解消対策の推進	重点	P2
4 橋梁の長寿命化と補強・改良		P3
5 雨水流出抑制対策の推進		P3
6 水防情報システムの改修		P4
7 水害多発地域対策の推進		P4

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

施策1の目標達成に寄与する他の施策の計画事業		(元の施策)
狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進	重点	施策4
下高井戸おおぞら公園の整備		施策8
馬橋公園の整備	重点	施策8
都市計画高井戸公園の整備促進		施策8

- ※1 地震被害シミュレーション・・・区内建築物の耐震化・不燃化などの状況や東京都・区が保有する地盤データ、東京消防庁のデータなどを活用して、東京湾北部地震を想定地震とし、50mメッシュ毎に震度予測や被害想定、減災対策の効果についてシミュレーションしたもの
- ※2 狭あい道路・・・通行上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたすことが予想される幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されているもの
- ※3 都市型水害・・・都市化に伴う土地の保水機能、遊水機能の低下等に起因する河川や下水道の処理能力を超えた水量が流れ込むことでおこる水害
- ※4 雨水流出抑制対策・・・宅地内に降った雨水が直接下水道に流れ込むのを防ぎ、下水道や河川への負担を軽減するための対策
- ※5 流域豪雨対策計画の目標対策量・・・都が平成19年に策定(平成26年改定)した「豪雨対策基本方針」に基づき、対策促進流域ごとに河川や下水道の整備及び流域対策やまちづくり対策の内容を示した「流域豪雨対策計画」において、概ね20年後の目標を実現するために必要な、杉並区が分担する流域対策の目標量。平成30年3月に「神田川流域豪雨対策計画」が改定され、目標対策量が従前の588,000 m³から631,000 m³に変更されています。

■目標 1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策2 減災の視点に立った防災対策の推進

現状と課題

- 東日本大震災以降、自助・共助・公助の取組がバランスよく進められてきていますが、更なる地域防災力向上のために震災救援所の機能強化や防災市民組織、消防団への支援を着実に進める必要があります。
- 帰宅困難者対策においては、区内JR各駅に駅前滞留者対策連絡会を設置し災害時の行動ルールの策定や駅前滞留者対策訓練を実施してきましたが、地域と連携した更なる取組が必要です。あわせて、**帰宅困難者**の安全を確保する一時滞在施設を確保していくことが課題となっています。

計画最終年度(平成 33 年度)(2021 年度)の目標

- 大震災発生時の被害をできるだけ小さくする減災^{※1}の視点を盛り込んだ、きめ細かい総合的な防災対策が進められています。また、こうした中で、区民の防災意識が向上し、すべての区民が家具の転倒防止や備蓄品の確保、防災訓練への参加などの自助・共助の取組を主体的に行っています。
- 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止するため、一斉帰宅の抑制が徹底され、あわせて災害時の行動ルール^{※2}の定着、一時滞在施設の確保が進み、地域全体で帰宅困難者への支援対策が講じられています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24 年度)	実績値 (29 年度)	目標値 (33 年度) (2021 年度)	指標の説明・計算式
家庭内で何らかの防災対策を実施している区民の割合	89.3%	83.9%	100%	区民意向調査による
避難・救護の拠点である震災救援所(区立小中学校)を認知している区民の割合	82.5%	82.5%	100%	区民意向調査による
防災訓練に参加した区民数	38,132 人	40,470 人	40,000 人	
一時滞在施設の受入数	—	4,843 人	12,500 人	

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 地域防災力の向上	重点	P5
2 防災施設の機能強化		P5
3 自治体間連携による防災対策の推進		P6
4 帰宅困難者対策の推進	重点	P6
5 ICT ^{※3} を活用した災害情報の収集と発信	重点	P7

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

施策2の目標達成に寄与する他施策の計画事業		(元の施策)
災害時医療体制の充実	重点	施策12
災害時要配慮者 ^{※4} 支援の充実	重点	施策18
防災教育の充実		施策25

※1 減災…防災が被害を出さない取組であるのに対し、災害発生時において想定される被害を低減させていく考え方

※2 行動ルール…災害時に帰宅困難者等による駅周辺の混乱を抑制するため、駅周辺の事業者等の平常時、災害発生時及び混乱收拾時以降に必要な取組内容

※3 ICT…情報通信技術 Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する分野の技術・産業・設備・サービスなどの総称で、情報を共有、伝達するための技術

※4 災害時要配慮者…発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活の各段階において特に配慮を要する高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等のこと

■目標 1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策3 安全・安心の地域社会づくり

現状と課題

- 刑法犯認知件数は、平成 29 年には、3,783 件となり、平成 14 年の 11,115 件から大きく減少していますが、犯罪発生の変更減少を目指すために、犯罪発生情報に即したきめ細やかな防犯対策と、区民の自主的な防犯団体組織への継続的な支援が必要です。
- 高齢者をターゲットとした振り込め詐欺などの消費者被害が増加しており、未然防止に向けて区関連部署との組織的な連携が必要となっています。あわせて国や都などの関係機関とも連携しながら、消費者相談や消費者力アップに向けた講座の企画や啓発の充実を図ることが必要です。
- 自転車の暴走や高齢者の交通違反によって引き起こされる事故が後を絶ちません。ルール・マナーの周知徹底を図り、交通事故の少ない安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

計画最終年度(平成 33 年度)(2021 年度)の目標

- 地域の中で、犯罪の発生件数が減少し、誰もが住み続けたい、また、住んでみたいと思う安全・安心なまちになっています。
- 多くの区民が、消費者としての意識向上と消費生活に関する正しい知識を習得し、消費者被害が減少しています。
- 交通安全対策を進めた結果、交通事故が減少しています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24 年度)	実績値 (29 年度)	目標値 (33 年度) (2021 年度)	指標の説明・計算式
区内における刑法犯認知 件数(年)	5,634 件	3,783 件	3,000 件	「刑法」に規定する 犯罪認知 件数 (交通事故及び特別法 犯を除く)
地域防犯自主団体数	147 団体	159 団体	167 団体	地域住民により自主的に組 織された防犯団体数
区内における交通事故 件数(年)	1,860 件	1,184 件	950 件	「道路交通法」に規定する道 路における車両等による人 身事故件数

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 防犯力が高いまちづくり	重点	P8
2 地域防犯対策の推進	重点	P8
3 暴力団排除の推進		P9
4 消費者被害防止の強化		P9
5 自転車安全利用の推進		P10
6 交通安全施設の整備		P11
7 街路灯の整備等		P12

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

■目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策4 利便性の高い快適な都市基盤の整備





現状と課題

- 踏切による交通渋滞や事故、地域分断の解消を図るとともに、地域の安全性や利便性の更なる向上のため、地域住民との協働による沿線のまちづくりを進めていく必要があります。
- 防災や区民生活の安全性の確保の観点から生活道路網の体系的な整備が求められる中、いまだ多くの狭あい道路が存在する状況です。首都直下地震などの大規模災害の発生が危惧される状況において、区が指定した重点整備路線を中心に着実な拡幅整備を行うとともに、支障物件の除却を促進し、事業を積極的に推進していく必要があります。
- 区立施設や駅施設のバリアフリー^{*1}化に取り組んできましたが、バリアフリー化の必要性が高い地域が依然として存在します。「バリアフリー基本構想」で定める重点整備地区を中心に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も視野に入れた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン^{*2}の整備を一層推進する必要があります。
- 区が運行する南北バスは、多くの方に利用されており、交通不便地域の解消の一助となっています。今後も幹線道路の整備等に合わせて公共交通の充実を図るとともに、高齢化等に対応した誰もが利用しやすい公共交通の整備について検討していく必要があります。

計画最終年度(平成 33 年度)(2021 年度)の目標

- 道路と鉄道の立体交差化により、踏切による交通渋滞や事故、鉄道による地域分断が解消されるなど、地域の安全性や利便性が向上するとともに、地域コミュニティの活性化が進んでいます。
- 体系的な道路網の整備により、自動車交通の円滑化、歩行者の安全性や快適性が確保されています。また、狭あい道路の拡幅と電柱のセットバック^{*3}が進み、防災性の向上と円滑な通行の確保が進んでいます。
- 施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの整備により、誰もが暮らしやすく、快適で魅力あふれるまちになっています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24 年度)		実績値 (29 年度)		目標値 (33 年度) (2021 年度)	指標の説明・計算式
区内での定住意向	84.5%		85.0%		90%	区民意向調査による
都市計画道路 ^{*4} (区道) 完成延長	6,642m		7,022m		8,052m	区内都市計画道路のうち整備完了した区道延長

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 鉄道連続立体交差の推進	重点	P13
2 都市計画道路の整備		P13
3 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進	重点	P14
4 生活道路等の整備		P15
5 自転車等放置防止対策の推進		P16
6 都市基盤情報の整備		P16
7 新たな地域交通の整備		P17
8 ユニバーサルデザインのまちづくり推進	重点	P17

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※1 バリアフリー・・・障害者や高齢者等にとっての障害を解消すること。施設などの物理的な障害にとどまらず、心のバリアフリー、情報バリアフリー等、高齢者や障害者を取り巻く生活全般に関連するものを含む考え方

※2 ユニバーサルデザイン・・・年齢・性別・能力・国籍等の違いにかかわらず、すべての人が使いやすいように建築物、製品、環境及び制度やサービスなどをあらかじめデザインすること

※3 電柱のセットバック・・・狭あい道路の拡幅整備に伴い、既存の電柱を移設し、防災性の向上と円滑な通行を確保すること

※4 都市計画道路・・・都市の基盤的施設として計画的な整備を目指し、都市計画法による都市計画決定を受けた道路

■目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策5 良好な住環境の整備





現状と課題

- 良好な住環境の保全・形成のため、防災機能の向上、住宅セーフティネット^{※1}の再構築、**空家等**対策の推進等による住環境の整備を柱として、様々な事業の実施が求められています。
- 住宅を中心とした市街地の特色を守り発展させながら、地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成を図っていく上で、地域地区^{※2}、**地区**計画^{※3}などまちづくりに関する諸制度の活用と適正な運用が求められています。
- 区民や地域団体等の自発的な活動による「まちづくりルール」の作成などに対して、様々な支援策が求められています。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成が進み、質の高い住宅都市「住み続けたいまち、住んでみたいまち」杉並として幅広く認識されています。また、歴史・文化、自然などの価値ある場所がネットワーク化され、まちの魅力・価値が高まっています。
- 区民が良質な住宅と良好な住環境の中で、ゆとりある住生活が送れるようになっています。
- まちづくりに関する諸制度の的確な運用により、良好な市街地形成が進んでいます。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
住環境に満足する 区民の割合	90.5%		91.1%		95%	区民意向調査による
最低居住面積水準 ^{※4} 未満の 住宅に住む世帯の割合	21.9%		19.5%		5%	住宅・土地統計調査による

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 住宅確保要配慮者 ^{※5} の民間賃貸住宅への入居支援の充実	重点	P18
2 公営住宅の運営		P18
3 まちづくり活動の支援		P19
4 地区計画等によるまちづくりの推進		P19
5 空家等対策の推進	重点	P20

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※1 住宅セーフティネット…セーフティネットとは「安全網」のこと。住宅におけるセーフティネットとは、自力で住宅を確保できない方の健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の確保に対し、行政が関与・支援する体制を整備すること

※2 地域地区…都市計画区域内の土地について、適正な利用や保全を図ることを目的に、都市計画法に定められた、用途地域などの地域又は地区

※3 地区計画…地区の住民が利用する道路・公園や、建築物に対する規制などを総合的な計画として定め、その地区の特性にふさわしい、より良いまちづくりを誘導する制度

※4 最低居住面積水準…住生活基本計画の中で定めている、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住戸の面積に関する水準

※5 住宅確保要配慮者…住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定義されている、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

■目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり

現状と課題

- 杉並区が住宅都市としての価値を更に高めていくためには、駅周辺を中心とした、魅力的でにぎわいのあるまちづくりが重要です。特に、区内最大の交通結節拠点である荻窪駅周辺地区は、その潜在能力を十分に生かした整備を行い、商業の活性化や生活利便性などの都市機能を高めていくことが求められています。
- 区内全体では、交通拠点である駅周辺を核とし、それぞれの地域特性を生かした、にぎわいや魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。
- みどり豊かな美しい住宅都市杉並を将来に継承し、魅力あるまちなみを創出するためには、まちの景観に対する区民の意識を高め、自主的に景観づくりに取り組む風土を醸成していくことが求められています。
- 東京都への観光客数が増加している一方、その多くは都心部に集中し、杉並区の集客としてには目に見える大きな成果にはつながっていない現状があります。区の地域資源を集約した都心部にはない魅力のPR、アニメの活用、図柄入り杉並ナンバープレート^{*1}の普及等により、杉並の知名度と区外からの集客力を高め、にぎわいや商機の創出につなげていく必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 荻窪駅周辺では、商業機能や生活利便施設の集積及び利便性の高い都市空間の形成など、「都市再生まちづくり」が着実に進んでいます。
- 駅を中心に区内各地域の特性を生かした魅力のあるまちづくりが進み、多くの人が訪れたいようなにぎわいと活力が生まれています。
- まちなみ景観の視点から考えるまちづくり活動など区民一人ひとりの主体的な取組が進み、美しいまちなみづくりを支えています。
- 「杉並」の知名度の高まりとともに、杉並の「良さ」、「らしさ」が区外にも周知され、持続的に集客力が高まり、にぎわいの創出につながっています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)	実績値 (29年度)	目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
住環境に満足する区民の割合	90.5%	91.1%	95%	区民意向調査による
杉並区のまちを美しいと思う人の割合	76.7%	78.8%	85%	区民意向調査による
区内全駅の1日平均乗降人員	684,541人	748,182人	759,000人	各鉄道会社の公表による (JR4駅は乗車人員、他の駅は乗降人員の平均)
「すぎなみ学倶楽部 ^{*2} 」のアクセス数	496,397件	613,897件	670,000件	

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 荻窪駅周辺都市再生事業※ ³ の推進	重点	P21
2 多心型まちづくりの推進	重点	P21
3 景観まちづくりの推進		P22
4 杉並らしさを活かした観光事業の推進	重点	P23
5 アニメの振興とにぎわいの創出		P24

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

施策6の目標達成に寄与する他施策の計画事業		（元の施策）
地域特性を活かした商店街活性化促進	重点	施策7
オリンピック・パラリンピック事業の推進	重点	施策29

※1 図柄入り杉並ナンバープレート・・・ラグビーワールドカップ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特別仕様ナンバープレートにつづき導入される地方版図柄入りナンバープレートで、図柄が入った杉並ナンバープレートのこと。平成30年10月1日から交付

※2 すぎなみ学倶楽部・・・主に区民ライターによって取材・執筆が行われている、杉並区の様々な分野の魅力を発信する区公式ウェブサイト

※3 荻窪駅周辺都市再生事業・・・区内最大の交通結節点である荻窪駅周辺のまちづくりに取り組み、魅力を高め、杉並全体を牽引していくことで、住宅都市としての発展を目指していく事業

■目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興

現状と課題

- 将来を見据えた産業の振興を図るために、「[杉並区産業振興基本条例](#)」や「[杉並区産業振興計画](#)」に基づき、区と区内産業経済団体等との日常的な連携や、地域経済の活性化に向けた計画的な取組が求められています。
- 日本経済は緩やかな回復基調が続いていますが、依然として景気の先行きの不透明さは払拭できない状況にあります。そのような中、中小企業には景気拡大の恩恵が大企業ほど浸透していない状況です。そのため、引き続き中小企業への支援や意欲ある現役世代等への就労対策が求められています。
- チェーン店の増加などに伴い、個々の商店街の個性や特徴が見えにくくなっています。地域の特性を踏まえ、その資源を活用していくことなどにより、魅力ある商店街づくりを進めていく必要があります。
- 区内の農地・農業者は、高齢化による後継者不足、相続税負担に伴う農地売却などにより減少しており、実効性の高い都市型農業*支援策を講じる必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 区と区内産業経済団体等が一体となって様々な産業振興策を実施し、区内経済が着実に活性化してきています。
- 区内農業者等による地産地消の取組が行われ、学校給食へ農産物が提供されるなど、都市型農業の持つ多面性が生かされるようになってきています。
- 就労支援や創業支援等の取組により、多くの意欲ある現役世代等の就職が叶うとともに、創業が進んでいます。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)	実績値 (29年度)	目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
就労支援センターの利用により、就職が決定した人数	109人 (12/3~)	年783人	年850人以上	就労準備相談及びハローワークコーナーを利用し、就職が決定した人数
創業支援による創業者数	—	年101件	年80件	区が実施する特定創業支援事業を利用し、区内で創業した事業者数
商店街への満足度	59.1%	61.2%	65%	区民意向調査による
区内農業産出額	340(百万円) (22年分)	321(百万円) (27年分)	370(百万円) (31年分)	東京都農作物生産状況調査による

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 地域特性を活かした商店街活性化促進	重点	P25
2 都市型農業の支援	重点	P26
3 中小企業の支援		P27
4 若者等の就労支援		P28

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

施策7の目標達成に寄与する他施策の計画事業		（元の施策）
杉並らしさを活かした観光事業の推進	重点	施策6
アニメの振興とにぎわいの創出		施策6

※ 都市型農業・・・新鮮な農産物の供給だけでなく、農業体験の場や災害時のオープンスペースの役割なども併せ持つ、市街地及びその周辺地域において行われる農業のこと

■目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策8 水とみどりのネットワークの形成



現状と課題

- 東日本大震災では、震災後の避難所や仮設住宅などの用地として、地域のオープンスペースの重要性が改めて認識されました。
- 平成29年度のみどりの実態調査の結果、緑被率^{※1}は21.77%に減少しましたが、これは大規模開発及び道路整備に伴う緑地の減少によるものです。今後減少が懸念される屋敷林^{※2}や農地など、杉並らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりを後世に引き継ぐためには、未来を見据え、計画性を持った取組を行っていくことが重要です。
- 区内の公園整備により着実に公園総面積を拡充しているところですが、人口増の影響もあり区民一人当たりの都区立公園面積の数値は横ばいとなっています。現状のみどりを守り、さらに創出していくためには、公園や緑地の整備をより進めるとともに、水とみどりのネットワークの拠点となる多様なオープンスペースを確保していくことが重要です。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 住宅都市に調和したみどりと建物でまちなみが構成され、自然が回復した川と古くからある屋敷林や農地が点在するなど、誰もが自然と共存することに感動と親しみを持つことができる成熟したまちづくりが着実に進んでいます。
- 防災機能を併せ持つ公園やオープンスペースが整備され、みどりがつながり、みどりの総量も増加しています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
緑被率	22.17%		21.77%		25% (44年度)	みどりの基本計画における目標値
区民一人当たりの 都区立公園面積	2.07 m ²		2.07 m ²		2.46 m ²	公園緑地等面積÷人口

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 憩いの水辺創出		P29
2 みどりの保全	重点	P29
3 みどりの創出		P30
4 みどりの育成		P30
5 みどりの協働推進		P31
6 下高井戸おおぞら公園の整備		P31
7 馬橋公園の整備	重点	P32
8 都市計画高井戸公園の整備促進		P32
9 (仮称)荻外荘公園の整備	重点	P32
10 柏の宮公園の整備	新規 重点	P33
11 身近な公園の整備		P33

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※1 緑被率・・・上空から見て、樹木や草等のみどりで被われた部分が区全体の面積に占める割合のこと

※2 屋敷林・・・戸建て住宅と一体となった敷地内にある概ね高さ3メートル以上の樹木(自然仕立て)が30本以上ある樹林のこと

■目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策9 持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり

現状と課題

- 震災救援所(区立小中学校等)に、太陽光発電機器及び蓄電池を設置し、災害時に必要なエネルギーの供給の確保に努めました。また、低炭素化推進機器^{※1}等の助成制度の充実を図り、再生可能エネルギー^{※2}の利用拡大と自家発電能力の向上に取り組み、区内の太陽光発電機器の普及率は、平成29年度に5.5%となりました。今後も引き続き、二酸化炭素排出量の削減など環境負荷軽減のための更なる取組が必要です。
- 生活環境を確保する取組については、喫煙ルール^{※3}の徹底において一定の成果が上がっていますが、他方で適切に管理されていない空地等に対する改善要望が多く寄せられています。
- よりよい環境を次世代に引き継ぐためには、小中学校における環境教育の充実を図ることに加え、環境学習や地域での環境美化などに、今後も幅広い区民等の参加を促していく必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 区民等の理解と自主的・自発的な取組により、再生可能エネルギーの導入が進み、杉並産エネルギー^{※3}が拡大しています。また、省エネ・低炭素化の取組が定着し、快適で環境にやさしい社会づくりが進んでいます。
- 喫煙ルールの徹底により、歩きたばこやポイ捨てが減少しまちの美化が保たれています。また、適切に管理されていない空地等も減少し、安心して快適に暮らせる生活環境が維持されています。
- 区立学校での環境教育の機会も増え家庭での環境配慮行動が進むとともに、あらゆる機会を利用した環境学習が開催され、多くの区民が環境についての理解を深めています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)	実績値 (29年度)	目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
区内の年間二酸化炭素排出量比率(平成17年度比)	—	94.5% (27年度)	96.2% (31年度) (2019年度)	
区内太陽光発電による発電量	1,022万kWh	1,804万kWh	2,280万kWh	区内太陽光発電機器設置数より年間発電量を推計(※)
環境に配慮した取組を行っている区民の割合	77.9%	82.0%	100%	区民意向調査による

(※)太陽光発電パネル 1kW当たり、年間1,000kWhの発電を想定

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進	重点	P34
2 魅力ある快適な生活環境の確保		P34
3 環境学習の推進		P35

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

施策9の目標達成に寄与する他施策の事業		（元の施策）
街路灯の整備等		施策3

※1 低炭素化推進機器 …太陽光発電機器等の太陽エネルギー利用機器や、蓄電池・家庭用燃料電池等の省エネルギー機器など、二酸化炭素排出量を抑制（低炭素化）することができ、地球温暖化対策に効果のある機器のこと

※2 再生可能エネルギー…資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱など）

※3 杉並産エネルギー…再生可能エネルギー、自家発電、蓄電池や電気自動車などを組み合わせ、災害時にも安心して使用できるよう区内でつくりだされるエネルギー

■目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策10 ごみの減量と資源化の推進

現状と課題

- 東京湾に設置することができる最後の埋め立て処分場となる新海面処分場は、あと50年ほどで満杯になると言われています。この処分場を少しでも長く利用するためには、一人ひとりがごみの排出を抑制し、ごみを減量していくことが欠かせません。
- 平成29年度の杉並区民一人1日当たりのごみ排出量は470gとなり、ごみ量は着実に減少しています。そのような中、更なるごみの減量を推進するためには、家庭や事業所での分別の徹底や可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量などに取り組んでいく必要があります。
- 一部の地域においては、ごみ出しルールやマナーが守られておらず、集積所周辺のごみの散乱や不法投棄により、まちの美観を損ねているなどの問題が生じています。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- ごみの減量・資源化に対する区民の意識が向上することで、生ごみの排出量が減少するとともに資源回収率が上昇し、ごみ量は着実に減少しています。
- 集積所へのごみ出しルール・マナーが守られ、空き地や私道への不法投棄も減少し、まちの美観が保たれています。また、カラス対策の効果が上がり、集積所のごみの散乱は年々減少しています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)	実績値 (29年度)	目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
区民一人1日当たりのごみ排出量	528g	470g	450g	年間可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ量÷人口÷365日
資源回収率	27.3%	27.8%	33%	資源回収量÷(区収集ごみ量+資源回収量)
杉並区のまちを美しいと思う人の割合	76.7%	78.8%	85%	区民意向調査による

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 ごみの減量運動の推進	重点	P36
2 資源化の推進	重点	P36
3 ごみの排出マナーの向上と環境美化の促進		P37

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

■目標 4 健康長寿と支えあいのまち

施策11 いきいきと暮らせる健康づくり

現状と課題

- 生涯にわたって健やかにいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例^{*1}」に基づき、区民や関係団体等との協働により、健康づくりを推進していく必要があります。
- 糖尿病などの生活習慣病は、糖尿病になる可能性のある予備群からその重症度に応じて生活習慣改善の啓発を行い、早期受診と継続治療の取組を引き続き進める必要があります。
- がんについては、有病率の高い世代やがんの種類に応じて発症予防の啓発を行うとともに、がんの早期発見・早期治療のため、国の指針を踏まえた対策型がん検診を進めていく必要があります。とりわけ、肺癌検診については、「杉並区肺癌検診外部検証等委員会」の答申を受け、質の高い検診を安定的に実施していく必要があります。あわせて、プロセス指標等を把握・分析するなど精度管理を強化し、がん検診の全体の更なる質の向上を図ることが求められています。
- 自殺予防に関する正しい知識の普及啓発や相談の充実を図るとともに、精神障害者も安心して自分らしく暮らすことのできるよう、療養支援の充実を図る必要があります。

計画最終年度(平成 33 年度)(2021 年度)の目標

- 区民や事業者などが協働・連携し、誰もが参加できる健康づくりの機会が整備され、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。
- がん、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、糖尿病有病者・予備群及びがんによる死亡率が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、介護認定を受ける年齢が上がっています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24 年度)	実績値 (29 年度)	目標値 (33 年度) (2021 年度)	指標の説明・計算式
65 歳健康寿命	男性 82.5 歳 女性 85.5 歳 (23 年)	男性 83.3 歳 女性 86.3 歳 (28 年)	男性 84 歳 女性 87 歳	65 歳の人が必要介護認定(要介護 2 以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したものを(東京保健所長会方式による算出方法)
特定保健指導 ^{*2} 対象者割合の減少率(平成 20 年度比)	22.1%	22.1%	25%以上	特定健診受診者に対する、特定保健指導対象者割合の減少率(平成 20 年度比)
がんの 75 歳未満年齢調整死亡率	男性 97.5 女性 66.9 (23 年)	男性 92.8 女性 62.5 (28 年)	男性 92.1 女性 51.4	年齢調整死亡率＝人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和 60 年モデル人口)で補正して算出(人口 10 万対)

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 区民健康づくりの推進	重点	P38
2 生活習慣病予防対策の推進		P39
3 がん対策の推進	重点	P40
4 「心の健康づくり」の推進		P41

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

施策11の目標達成に寄与する他施策の計画事業		（元の施策）
スポーツを推進する環境づくり		施策29

※1 杉並区健康づくり推進条例…健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例

※2 特定保健指導…特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すための支援

■目標 4 健康長寿と支えあいのまち

施策12 地域医療体制の充実

現状と課題

- 医科・歯科の急病診療体制や、特に不足しがちな小児急病診療の確保に加え、区内の医療機関と連携協力して、災害時や新たな感染症発生時の医療体制を整備するとともに、がんの療養に関する相談体制の充実など、医療連携体制の構築を進めています。また、救急協力員(すぎなみ区民レスキュー[※])の養成等を進めることにより、区民の初期救急対応力は着実に向上しています。
- 今後加速化する少子高齢化に伴い、各病院の機能分化が進み、地域医療の提供体制が大きく変化することが見込まれます。そのため、かかりつけ医等による日頃の健康管理を推進するとともに、区がこれまで培ってきた地域医療連携を発展させ、区民が安心して医療を受けられる体制づくりが必要です。
- 特に在宅医療については、医療・介護総合確保推進法に基づき、区が自ら推進体制を整備する必要があります。

計画最終年度(平成 33 年度)(2021 年度)の目標

- 夜間・休日においても安心して診療を受けられる体制が確保されるとともに、地域の医療機関の連携が強化され、災害時や新たな感染症発生時の医療体制も整備されています。
- 緊急時に、傷病者に対して迅速・正確に応急手当のできる区民が増え、地域における初期救急対応力が向上するとともに、感染症の予防策の区民への周知が図られています。
- 高齢者等が在宅で医療・介護を受ける体制が充実し、在宅で安心して生活することができています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24 年度)	実績値 (29 年度)	目標値 (33 年度) (2021 年度)	指標の説明・計算式
救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	59.6%	74.9%	80%	区民意向調査による
救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)登録者数	2,197 人	3,043 人	4,000 人	
要介護 3 以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	70.3%	73.4%	80%	要介護3以上(在宅サービス受給者)÷介護サービス受給者(1号被保険者のみ) (介護保険事業状況報告年計)

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 救急医療体制の充実		P42
2 災害時医療体制の充実	重点	P42
3 在宅医療体制の充実	重点	P43
4 感染症対策の推進		P43

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※ すぎなみ区民レスキュー…地域の初期救急対応力の向上を図るため、東京消防庁が認定した普通救命講習などの認定証を
取得した方で、区の救命救急制度に関する講義を受講し、区に登録された区民

施策13 高齢者の社会参加の支援

現状と課題

- **高齢者の社会参加を支援する「長寿応援ポイント事業※」**により、主体的で多様な地域活動が行われています。一方で、参加者が固定化している傾向にあることから、広く新規の参加者の増加を図るための見直しが必要です。
- 高齢者のいきがいを高めるため、多様な社会参加の推進を図るとともに、元気な高齢者の働く意欲に添えていく必要があります。
- 今後、高齢化が一層進展していく中で、高齢者が地域の中で互いに支えあいながらいきいきと活動できる環境や就業できる環境を整えていく必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 高齢者が同じ趣味や関心、地域での活動などを通して、さまざまな区民とつながり、支えあいながらいきいきと生活しています。
- 高齢者が自らの知識や経験を生かし、就業や地域貢献活動などにより社会参加しています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
65歳以上の高齢者でいきがいを 感じている人の割合	82.7%		76.9%		95%	区民意向調査による
地域活動・ボランティア活動・ 就労している高齢者の割合	38.3%	➡	40.7%	➡	50%	区民意向調査による

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 高齢者のいきがい活動の推進		P44
2 長寿応援ポイント事業の推進	重点	P44

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※ 長寿応援ポイント事業…平成21年度から開始した事業で、区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支えあいを応援する仕組み

施策14 高齢者の地域包括ケアの推進

現状と課題

- 高齢化がさらに進展する中、杉並区高齢者実態調査結果(平成 29 年 3 月)では、約 6 割の方が、医療や介護が必要になっても現在の住まいにできるだけ住み続けたいと願っています。また、5 割以上の方が在宅生活を支える医療・介護サービスの充実を求めています。
- 医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム^{*}の深化・推進」に向けて、地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。
- 認知症高齢者の行方不明や、認知症への理解不足による高齢者虐待等の問題が発生していることを踏まえ、認知症への理解を深めるための普及・啓発や、本人・家族の視点を重視した認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供体制づくりが求められています。

計画最終年度(平成 33 年度)(2021 年度)の目標

- 高齢者が住み慣れた地域で在宅での日常生活を継続できるよう、医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されています。
- 介護保険制度をはじめとしたサービスだけでなく、地域の多様なサービスの担い手が **要介護高齢者**とその介護者の生活を支えています。
- 早期発見・早期対応を軸とした認知症対策が実施され、認知症高齢者の在宅生活を支え家族を支援することで、認知症になっても在宅で安心した生活が送れています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24 年度)	実績値 (29 年度)	目標値 (33 年度) (2021 年度)	指標の説明・計算式
要介護 3 以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	70.3%	73.4%	80%	要介護3以上(在宅サービス受給者)÷介護サービス受給者(1号被保険者のみ) (介護保険事業状況報告年計)
在宅介護を続けていけると思う介護者の割合	79.1%	74.2%	85%	区民意向調査による

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークづくりの推進	重点	P45
2 認知症対策の充実	重点	P46
3 地域の見守り体制の充実		P47
4 家族介護者支援事業の充実		P48

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

施策14の目標達成に寄与する他施策の計画事業		（元の施策）
在宅医療体制の充実	重点	施策12

※ 地域包括ケアシステム…高齢者等が、暮らしやすい住まいで医療・介護サービスや生活支援サービスを一体的に受けられ、住み慣れた地域で、人生の最後まで自分らしい生活が続けることができる仕組み

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策15 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

現状と課題

- 高齢化が急速に進む中、今後一層、要介護高齢者が増加し、単身や高齢者のみの世帯の割合も増えることが予想されます。
- 介護が必要となり自宅での生活が困難な高齢者のために、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム*等の施設整備を着実に進めていく必要があります。
- 高齢者が在宅で安心して生活ができるよう支援を充実するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けるための住まいを確保していく必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進み、特に、緊急性の高い特別養護老人ホーム入所希望者については、確実な入所が可能となっています。
- 多様な形態の住まいが整備され、虚弱、単身など、見守りや生活支援が必要な高齢者が、安心して生活できる住まいを選択できるようになっています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)	実績値 (29年度)	目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
特別養護老人ホーム確保定員	1,307人	1,753人	2,388人	杉並区民が優先的に入所可能な定員数
認知症高齢者グループホーム定員	274人	519人	672人	区内の定員数
ケア付き住まい確保戸数	32戸	101戸	291戸	サービス付き高齢者向け住宅及び都市型軽費老人ホーム

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 特別養護老人ホーム等の整備	重点	P49
2 認知症高齢者グループホーム等の整備	重点	P50
3 ケア付き住まいの整備		P50

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※ 認知症高齢者グループホーム…認知症の方が、家庭的な環境の中で、一人ひとりの能力を生かし、少人数（5人から9人）のユニットごとに必要な援助を受けながら共同生活を送る施設

施策16 障害者の社会参加と就労機会の充実

現状と課題

- 障害者が自らの意思で選択・決定しながら、地域社会で個人の力を最大限発揮できる場や機会の更なる充実が求められています。
- 障害者通所施設の利用者数は増加しており、加えて利用者の高齢化・障害の重度化も進んでいることから、利用者の通所負担軽減も視野に入れた施設整備を進めていく必要があります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害者がスポーツ等に親しむ機会を拡充することで、スポーツ等を通じた地域の人々との交流の場を提供するなど、障害者の社会参加をさらに促進していく必要があります。

計画最終年度(平成 33 年度)(2021 年度)の目標

- 障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れる活動の場が整備されています。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細やかな継続的な支援により、就労している障害者が着実に増加しています。また、安定した就労が継続できるように様々な雇用定着支援も充実してきています。
- 外出支援の取組が充実し、社会活動・スポーツに参加できる機会が増えています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24 年度)	実績値 (29 年度)	目標値 (33 年度) (2021 年度)	指標の説明・計算式
年間新規就労者数	80 人	89 人	120 人	民間作業所・障害者雇用支援事業団※、特別支援学校から就労した人数(年間)
重度障害者施設の利用者数	176 人	198 人	238 人	重度障害者施設の利用者数(累計)
移動支援事業利用者数	695 人	897 人	1,300 人	各年度における移動支援事業の利用者数

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 重度障害者通所施設の整備	重点	P51
2 障害者の就労支援の充実	重点	P51
3 障害者の社会参加支援の充実		P52

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※ 障害者雇用支援事業団 …企業への就職を希望する障害のある方を対象に、実習や見学などの準備訓練、定着支援、企業開拓、啓発など就労全般の支援をハローワークと連携して行う公益財団法人

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策17 障害者の地域生活支援の充実

現状と課題

- 平成26年に批准した「障害者権利条約^{※1}」、平成28年施行の「障害者差別解消法」により、**障害の有無によって分け隔てられることなく**、お互いが理解し合える共生社会の実現に向けての普及啓発、権利擁護施策や虐待防止の取組等更なる推進が必要です。
- 障害者が住み慣れた地域で、安心して快適に生活できるよう、障害者一人ひとりの障害種別や程度に合わせ、その人の力を引き出せるような支援体制を充実するとともに、その人の状況に適した住まいの確保と生活支援を図ることが必要です。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。
- 住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の種別や程度に応じた住まいが整備されています。
- 障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)	実績値 (29年度)	目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
グループホーム ^{※2} 利用者数	141人	229人	245人	杉並区内グループホームの利用者数
障害者地域相談支援センター ^{※3} 相談件数	—	26,652件	30,000件	障害者地域相談支援センター3所分の 年間相談件数

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 障害者の地域生活を支える体制の充実	重点	P53
2 障害者グループホーム等の整備	重点	P53
3 障害者の権利擁護の推進		P54
4 発達障害者支援の充実		P54

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※1 障害者権利条約 …第61回国連総会で採択された障害者の尊厳と権利を保障する人権条約（「障害の権利に関する条約」）

※2 グループホーム…障害者が食事、排泄、入浴等の援助を受けながら、共同生活を営む住まい

※3 障害者地域相談支援センター…地域での相談の場として、区内3か所（荻窪・高円寺・高井戸）に設置している、社会福祉士などの専門職員が障害者（児）の生活全般の相談に応じる相談支援機関

■目標 4 健康長寿と支えあいのまち

施策18 地域福祉の充実

現状と課題

- 介護と育児に同時に直面するダブルケアなど複合的な課題を抱える人、世帯の増加や既存の制度の対象とならない身近な生活課題など、公的なサービスの充実等だけでは解決できない課題等に対応するため、地域での互助・共助の仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 経済的な困りごとや家族のひきこもりなど、生活に課題を抱えた人が増えています。高齢や障害、子ども家庭等の分野を超え、地域の人や関係者が適切な相談先につなげられる仕組みが求められています。
- 高齢化の進展により、単身高齢者、高齢者のみ世帯や認知症高齢者が増加する中、判断能力が低下しても、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業についての周知を図り、利用を促進する必要があります。

計画最終年度(平成 33 年度)(2021 年度)の目標

- 災害時の支援の仕組みを通じて、平常時の緩やかな見守りや支えあいが地域で行われ、すべての人が安心して生活しています。
- 就労相談・訓練等の必要な支援が行われ、稼働年齢層の方が、生活が困窮することなく自立した生活を送っています。
- 子どもたちが**安全・安心**に、夢と希望をもって成長できるよう、地域で子どもを支える必要な環境が整っています。
- 高齢や障害により判断能力が十分でなくても、生活支援や権利擁護により、住み慣れた地域で安心して生活しています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24 年度)		実績値 (29 年度)		目標値 (33 年度) (2021 年度)	指標の説明・計算式
地域のたすけあいネットワーク(地域の手) [*] 登録者数	8,775 人		9,968 人		16,500 人	
生活困窮者自立支援法に基づく相談支援実施後の就労自立者数	—	➡	63 人	➡	150 人	年間の就労自立者数
後見制度利用手続き支援件数	860 件		1,786 件		2,100 件	

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 在宅医療・生活支援の推進	新規 重点	P55
2 生活困窮者等自立支援の強化	重点	P56
3 災害時要配慮者支援の推進	重点	P57
4 権利擁護事業の利用促進		P58

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※ 地域のたすけあいネットワーク(地域の手)…要介護状態にある人や自力避難が困難な人などに対し、災害時の避難等に必要
な情報をあらかじめ区に登録し、災害発生時に地域住民による安否確認や避難
支援に役立てるための制度

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策19 地域における子育て支援の推進

現状と課題

- 核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化による育児の孤立、子育ての不安感や負担感を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる様々な問題が生じています。
- 身近な地域で乳幼児親子等が気軽に集い、子育てに関する相談や情報交換・交流などができる場を整備するとともに、子どもの育ちや子育てを地域全体で支え合う仕組みづくりを推進する必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 身近な地域において、子育て支援サービスの利用相談や情報提供、乳幼児親子の集いの場が整備され、必要なサービスが利用しやすくなっています。
- 子育て支援団体や地域人材など多様な支援の担い手により、子育てを地域で支えあう仕組みが整備されています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
子育てが地域の人に支えられていると感じる割合	69.4%	→	77.0%	→	95%	区民意向調査による
地域の子育て支援サービス等が利用しやすいと感じる割合	60.0%	→	65.7%	→	80%	区民意向調査による

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 地域子育て支援拠点等の整備	重点	P59
2 子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進		P60

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

施策19の目標達成に寄与する他施策の計画事業		（元の施策）
地域人材の育成		施策32

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策20 妊娠・出産期の支援の充実

現状と課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、相談・支援体制を一層整備する必要があります。
- 不安や悩みを抱えることなく地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期からの悩みや不安感、産後うつ等への対応など、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充が求められています。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 妊娠・出産を希望する家庭への相談や支援の実施などにより、安心して妊娠・出産できる環境が整っています。
- 妊娠期から出産後までつながりのある支援が実施され、出産後の保護者が安心して子育てしています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
パパママ学級 ^{*1} 受講率	49.0%	➡	56.1%	➡	57%	第一子の出生数に対する参加者数(対象は初産婦)
すこやか赤ちゃん訪問 ^{*2} 率	99.5%	➡	99.0%	➡	100%	生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問した率

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 安心して妊娠・出産できる環境の整備		P61
2 産後における母子支援の充実	重点	P62

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※1 パパママ学級…初産の夫婦等を対象に、赤ちゃんのいる生活をイメージし、産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくりを目的とする講座

※2 すこやか赤ちゃん訪問…産後うつへの早期対応や育児不安の軽減のため、産後4か月までの全家庭に保健師や助産師等の専門職が訪問し、母子の健康状態や生活状況の把握、子育てに関する情報提供等を図る事業

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策21 子育てセーフティネットの充実



現状と課題

- ひとり親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っているため、負担が大きく、住居、収入、子どもの養育等、様々な生活の場面で困難に直面することがあります。このため、ひとり親家庭が、自立して安定した生活を送ることができるための支援と、安心して子育てができるための支援を、個々の家庭状況を踏まえて、きめ細やかに推進していく必要があります。
- 児童虐待に関する相談・対応件数が年々増加するとともに相談内容は複雑・困難化する傾向にあり、区と関係機関が更に密接に連携・協力しながら、要保護児童等への対応を迅速・的確に実施する必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 子育てや健康、就労などのきめ細やかな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることができています。
- 関係機関とのきめ細かな支援のネットワークが整備され、未然防止を含む児童虐待対策が迅速・的確に実施できています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
子育てを楽しんでいると感じる人の割合	79.1%		83.2%		90%	区民意向調査による

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 ひとり親家庭の自立支援の充実		P63
2 児童虐待対策の推進	重点	P64

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策22 就学前における教育・保育の充実

現状と課題

- 平成28年の「すぎなみ保育緊急事態宣言」以降、より一層の待機児童対策に取り組んだ結果、平成30年4月に「待機児童ゼロ」を実現しましたが、女性の就業率の推移等から今後も保育需要は増加する見込みです。このため、「待機児童ゼロ」の継続はもちろんのこと、希望する全ての子どもが認可保育所^{*}に入所できるよう、引き続き認可保育所を核とした施設整備を図るとともに、保育の質を確保する取組を進め、就学前における教育・保育サービスを適切に提供していく必要があります。
- 子どもや保護者のニーズに対応するため、障害児保育や延長保育、病児保育などの多様な保育サービスを提供していく必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 認可保育所の整備が進み、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できるなど、安全・安心な就学前の教育・保育サービスが提供されています。
- 乳幼児の心身の状態や保護者の就労形態に柔軟に対応できる多様な保育サービスが提供され、全ての子どもが健やかに育ち、小学校での生活や学びへ円滑につながっています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
保育所入所待機児童数	285人 (25年4月)		0人 (30年4月)		0人	国基準による
保育園利用者の満足度	89.8%	➡	92.6%	➡	95%	保育園サービス第三者評価による
認可保育所整備率	24.6% (25年4月)		42.4% (30年4月)		55.3%	希望する全ての子どもの認可保育所入所に必要な整備率(認可保育所定員÷就学前児童人口)

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 保育施設等の整備	重点	P65
2 保育の質の確保	新規 重点	P65
3 多様な保育サービスの推進		P66

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

施策22の目標達成に寄与する他施策の計画事業		（元の施策）
就学前教育の充実	重点	施策25

※ 認可保育所…児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育所

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策23 障害児支援の充実

現状と課題

- 医療技術の進歩等を背景に、地域で暮らす医療的ケアが必要な障害児が増加していることから、医療的ケアに対応できる未就学児対象の療育施設や就学児対象の放課後等デイサービス^{※1}事業所の確保が必要です。さらに、通所施設に通うことが困難な重症心身障害児に対する療育の実施が求められています。
- 発達障害児が安定した生活を送ることができるよう、療育が必要な障害児を適切な支援先につなぐことが必要です。また、所属する幼稚園や保育所、学校等との連携に取り組み、障害児とその保護者を関係機関で協力して支える仕組みを作ることが必要です。
- 障害児通所支援事業所^{※2}やその利用者が増加し、支援の質の確保が求められていることから、こども発達センターの地域支援機能^{※3}を活用するなどし、支援者の支援技術の向上に取り組むことが必要です。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 障害の種別や程度にかかわらず、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで、切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
療育が必要な未就学児の事業所通所率	54.4%		100%		100%	通所者÷希望者(療育必要者)
保育所等訪問支援 ^{※4} を行った区内施設の割合	0%	➡	97.3%	➡	100%	保育所等訪問支援を行った施設数÷児童通所給付決定者が所属する施設数
放課後等デイサービスに通所している重症心身障害児の率	3.2%		8.2%		15%	

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 未就学児療育体制の充実	重点	P67
2 障害児の放課後支援の充実		P67

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

- ※1 放課後等デイサービス…放課後や夏休み等の長期休業期間に、学校教育法に定める学校(大学、幼稚園を除く)に在籍している障害児に対し、生活能力の向上に取り組むとともに安心して過ごせる居場所を提供する事業
- ※2 障害児通所支援事業所…児童福祉法に規定する、障害児に対し通所により療育や生活訓練、居場所の提供等を行う事業所
- ※3 地域支援機能…児童福祉法に規定する児童発達支援センターの役割の一つで、地域の障害児が在籍する幼稚園や児童発達支援事業所等への助言や支援、障害児がいる家庭に対する相談支援などを行う機能のこと
- ※4 保育所等訪問支援 …保育所、幼稚園、その他児童が集団生活を行う施設を訪問し、障害児が集団生活に適應できるよう専門的な支援や施設職員へ助言等を実施する事業

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策24 子ども・青少年の育成支援の充実

現状と課題

- 次代を担う子ども・青少年が、視野を広げ、夢に向かって健やかに成長するためには、多様な体験・交流の機会を充実するとともに、それらに参加しやすい仕組みづくりが必要です。
- 女性の就業率の高まりを背景にした就学前の保育需要と同様に、年々増加している学童クラブの需要に的確に対応するとともに、より安全・安心な育成環境の整備が必要です。
- 子ども・青少年が、より幅広い支援を受けられたり、仲間づくりを進めることができるよう、放課後等の居場所の整備・充実が求められています。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 子ども・青少年が、自主性・社会性などを身につけ、夢を描きながら健やかに成長するための支援の仕組みづくりが進んでいます。
- 学童クラブや放課後等の居場所の整備が推進され、地域の人や団体の支援を受けながら児童の健全育成環境の充実が図られ、安心して働きながら子育てができる環境が整っています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
将来の夢・目標が定まっている子ども(高校生)の割合	62.0%	→	60.9%	→	75%	「仕事と将来に関するアンケート」区内在学高校2年生への調査による
学童クラブ待機児童数	70人 (25年4月)	→	255人 (30年4月)	→	0人	年度当初入会時の待機児童数

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 次世代育成基金※の活用推進	重点	P68
2 学童クラブの整備	重点	P68
3 放課後等居場所事業の実施		P69
4 中・高校生の新たな居場所づくりの推進		P69

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※ 次世代育成基金…次代を担う子ども・青少年の国内外の交流やスポーツ、文化、芸術などの事業への参加を支援するための基金

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進



現状と課題

- 区立小中学校に通う子どもたちの学力については、国や都の平均をおおむね上回るものの、各学年において、3割から4割の児童・生徒に学び残しやつまずきが見られます。また、体力についても、おおむね都の平均を上回るものの、2割から3割の児童・生徒に課題が見られます。
- 多様な他者と共に生きるために必要な社会性については、2割程度の児童・生徒に課題が見られます。予測困難な時代に、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と人生の創り手となるための学力や体力、社会性を確実に育む必要があります。
- 人生の基盤となる資質や能力は、子どもたち一人ひとりが主体となり、協働して広げ深める学びの積み重ねによって育まれることから、学びの連続性を重視し、各学校等が確実に役割を果たすとともに、幼保小連携教育や小中一貫教育のより一層の充実を図る必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 子どもたちが、知識や技能、思考力・判断力・表現力等の学力、心身ともに健康で安全な生活を送ることのできる体力、多様な他者と共に生きるための社会性を身に付けています。
- 子どもたちが、一人ひとりの個性が発揮され、違いを生かし合える社会を創る力を身に付けています。
- 各学校において、地域の特色に応じた幼保小連携教育や小中一貫教育が充実し、子どもたち一人ひとりが自ら学び、考え、判断、行動し、他者と共に学んでいく活動が系統的・連続的につながっています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
杉並区立中学校3年生の学習習熟度*	61.9%		57.0%		80%	区「学力調査」による
杉並区立中学校3年生の相互承認(自分と違う意見も大事にする態度)の割合	83.6%		86.5%		95%	区「意識・実態調査」による
杉並区立中学校3年生の体力度	82.7%		83.7%		90%	都「体力調査」による

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 小中一貫教育の推進	重点	P70
2 学力・体力の向上		P70
3 防災教育の充実		P71
4 就学前教育の充実	重点	P71
5 特色ある教育活動の推進		P72
6 部活動の充実		P72
7 理科教育の充実		P73

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※ 学習習熟度・・・学習指導要領に示される学習の目標・内容の達成度・定着度を5段階に分けて表したもの

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進

現状と課題

- 特別な支援を必要とする発達障害等の児童・生徒が増加してきていることから、小中学校全校に特別支援教室*を設置するとともに、一人ひとりの成長や発達課題に応じた支援体制を充実していくことが必要です。
- 児童・生徒へのよりきめ細やかな支援のため、学校は保護者や関係機関等との連携を更に強めていくことが欠かせません。
- いじめに対しては、更に迅速かつ的確に対応できるよう支援していくことが求められています。また、不登校など配慮を要する児童・生徒が、多様な学びを通して、持てる能力を伸ばしながら成長していけるよう支援をしていくことが必要です。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- すべての学校において、特別な支援を必要とする子どもたちにきめ細やかで適切な教育や支援が行われ、子どもたちが健やかに学校生活を送っています。
- すべての子どもたちが、持てる能力を最大限発揮し、様々な人とかかわりながら、多様な学びを進めています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)	実績値 (29年度)	目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
個別の教育支援計画(学校生活支援シート)を作成している学校の割合	-	70.3%	100%	
不登校児童・生徒の出現率	小学校 0.32% 中学校 2.08%	小学校 0.68% 中学校 3.43%	小学校 0% 中学校 0%	児童・生徒数に占める長期欠席児童・生徒の割合
不登校児童・生徒のうち専門機関等による支援を受けている割合	-	<u>90.1%</u>	100%	

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 特別支援教育の充実	重点	P74
2 教育相談体制の整備		P74
3 いじめ・不登校対策の推進	重点	P75
4 アレルギー対策の推進		P76

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※ 特別支援教室・・・通級指導学級で行ってきた障害による学習上又は生活上の困難を改善することを目的とする指導を、対象児童・生徒が在籍校で受けることができるよう設置する教室

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策27 学校教育環境の整備・充実

現状と課題

- 小中学校の老朽改築は、この間、「杉並区立小中学校老朽改築計画」(平成26年5月策定)に基づき着実に進めてきましたが、今後は、「杉並区施設白書2018」(平成30年1月作成)で示した施設の長寿命化の考え方を踏まえて同計画を改定し、改築・改修を進めていくとともに、引き続き計画的にエアコンの整備を行い、学習環境の向上を図る必要があります。
- 小中学校全校へ学校司書^{*1}を配置したことにより、学校図書館を活用した教育活動が充実しました。今後も、教員と学校司書の連携による学校図書館の活用を推進していくことが重要です。
- 児童・生徒の学びの質の向上や教材準備の効率化を図るため、普通教室の電子黒板^{*2}機能付プロジェクターを小中学校全校へ配備しました。今後は、タブレットPCを学習場面に応じて、必要なときに児童・生徒が1人1台利用できるよう配備を進めるとともに、将来的には1人1台専用で利用できる環境を目指して、整備を進めていく必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 安全で良好な学習環境が整備された学校で、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送っています。
- 学校の図書環境が充実して、子どもたちが本と触れあう機会と仕組みが整備され、子どもたちの読書活動が活発になっています。
- 電子黒板とタブレットPCにより、動画やカラー画像など、多彩で魅力的なデジタル教材の利用ができる環境が整備されています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)	実績値 (29年度)	目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
小中学校の老朽改築校数	-	5校	8校	杉並区立小中学校老朽改築計画により着手した校数
児童・生徒用端末1台当たりの児童・生徒数	9.1人	4.4人	3.0人	
学校図書館の年間平均貸出冊数(児童・生徒一人当たり)	小学校 29.7冊 中学校 6.7冊	小学校 45.7冊 中学校 10.7冊	小学校 48冊 中学校 15冊	学校図書館の年間貸出冊数÷児童・生徒数

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 区立小中学校の改築	重点	P77
2 学校図書館の充実		P77
3 学校ICTの推進	重点	P78

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

- ※1 学校司書・・・区立小中学校の学校図書館において、蔵書の管理や貸出及び読書活動などの支援を行うなど、学校図書館機能の充実・強化を図るために配置する司書(又は司書補)資格を有するか司書教諭の講習を修了した職員
- ※2 電子黒板・・・パソコンなどの映像を投影し、そこに直接書き込みなどの入力を行うことができる**黒板**

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策28 地域と共にある学校づくり

現状と課題

- 地域運営学校(コミュニティ・スクール)の拡充などにより、保護者や地域住民の学校運営への参画は着実に進み、学校支援本部を中心とした地域の力を活用した学校づくりが進んでいます。
- 今後の児童・生徒数の動向を踏まえつつ、子どもたちに望ましい教育環境を提供するため、「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」の見直しを、地域と連携・協働しながら進めていく必要があります。
- 地域教育推進協議会※では、事業実施等を通じて、家庭・地域・学校の連携と協働を進めています。今後も、教育や福祉等の子どもに関する問題をきっかけとした地域づくりへの意欲を区民に広げていくため、取組成果について引き続き他地域へ発信していく必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 地域の中にある学校に、更に多くの区民が関心を持ち、様々な社会経験を積んだ区民が学校経営に参画しています。
- 地域が主体となって、子どもたちの望ましい学習環境を備えた新しい学校づくりが進んでいます。
- 学校が学校だけの課題だけでなく、まちづくりや防災など地域の課題を解決するための「協働の場」・「地域づくりの核」となっています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
地域運営学校の指定校数	19校	➡	47校	➡	小中学校 全校	
地域教育推進協議会設置数	1地区	➡	2地区	➡	4地区	

施策を構成する計画事業	※実行計画・頁	
1 新しい学校づくりの推進		P79
2 地域と連携・協働する学校づくりの推進	重点	P79
3 地域教育推進協議会の支援		P79

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※ 地域教育推進協議会・・・0歳から15歳までの子どもの育成や教育をコミュニティの問題として考え、家庭・地域・学校が責任を分担し合って子どもたちが生きる力と豊かな心を育みながら健やかに育つ、活力あるまちを実現するため、中学校区を中心とした地域で活動する組織

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり

現状と課題

- 区民の健康意識の向上や、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、スポーツ・運動に対する区民の関心が高まっており、日々の生活の中で、より身近にスポーツ・運動に接することができる環境づくりが求められています。
- 区民の様々な学習意欲に応じ、生涯学習の推進に寄与できるよう、民間事業者等との協働やICT・デジタル技術の活用などによる、次世代型の事業展開が求められています。
- 図書館は、老朽化している施設の改築・改修を進めるとともに、時代の変化を踏まえた、更なる電子情報サービスの推進に取り組み、利用者の利便性の向上を図る必要があります。

計画最終年度(平成 33 年度)(2021 年度)の目標

- すべての区民にとってスポーツ・運動がより身近になり、健康な生活を営んでいます。そして、スポーツ・運動を通して人と人がつながり、地域社会における信頼関係が育まれています。
- 区民一人ひとりが身近な地域の課題に関心を持ち、世代や価値観の違う他者を認め、学び合い、交流しながら課題解決に取り組む区民の主体的な地域活動が活発に行われています。
- 社会の中で培ってきた区民の様々な経験や知識が発揮され、地域の子どもから高齢者まで、区民同士の学び合いと交流が盛んな地域社会となっています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24 年度)		実績値 (29 年度)		目標値 (33 年度) (2021 年度)	指標の説明・計算式
成人の週1回以上の スポーツ実施率	39.7%		44.4%		50%	区民意向調査による
社会参加活動者の割合	51.0%	➡	61.7%	➡	70%	区民意向調査による
図書館利用者数	277 万人		278 万人		330 万人	

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 スポーツを推進する環境づくり		P80
2 図書館サービスの情報化の推進		P80
3 図書館の整備		P81
4 科学教育の推進		P81
5 オリンピック・パラリンピック事業の推進	重点	P82

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策30 文化・芸術の振興


現状と課題

- 区民や区に拠点を置く団体の多様な文化・芸術活動への支援のほか、区にゆかりのある文化人・芸術家及び貴重な文化資源などを活用・発信することにより、まちの魅力を高めていく取組が求められています。
- 文化・芸術関連団体との協働を更に進め、地域の中で活発に文化・芸術振興を図れるようにすることが必要です。
- 地域のにぎわいや経済効果など様々な波及効果を上げている、杉並芸術会館（座・高円寺）の地域活性化事例を他地域のまちの魅力づくりに生かしていくことが求められています。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 区民の誰もが優れた文化・芸術に親しめる環境が整備され、区民が質の高い文化・芸術に触れるとともに、意欲的に文化・芸術活動を行っています。さらに、他の地域からも多くの人々が訪れる文化の香り高いまちとなっています。
- 文化・芸術がまちづくりの一翼として機能し、地域のにぎわいを醸成しています。また、区と文化・芸術関係団体の協働により、地域の多様な文化・芸術活動が、盛んに行われています。
- 各地域の公共施設等と地域の連携・協働の取組が進み、地域のにぎわい創出と地域活性化などの波及効果をもたらしています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
区民一人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数(月平均)(※)	2.1回		3.1回		5回	区民意向調査による
区民一人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数【区内】(月平均)(※)	0.8回		1.5回		3回	区民意向調査による

※区民が、文化・芸術に関する活動や文化・芸術作品の鑑賞等を行った回数(一人当たり月平均)。**【区内】**と表示された指標は、区内において文化・芸術活動や鑑賞等を行った回数(再掲)。

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 文化・芸術活動の支援	重点	P83
2 文化・芸術に親しむ機会の充実		P83

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

施策30の目標達成に寄与する他施策の計画事業		（元の施策）
オリンピック・パラリンピック事業の推進	重点	施策29

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策31 交流と平和、男女共同参画の推進


現状と課題

- 国内交流については、行政間交流のほか、区内での物産展の開催や交流自治体^{*1} 情報紙の発行などを通して交流自治体のPRを行ってきましたが、今後は民間レベルの交流を更に区民全体へ拡げていく必要があります。
- 日本語の習得や地域住民とのコミュニケーションなど、在住外国人が地域社会の中でより安心して生活するための環境づくりが求められています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、増加する外国人旅行者への対応や、杉並区の良さを生かした更なる交流の推進が求められています。
- 区民の平和で豊かな心を育むため、平和事業を推進する必要があります。
- 男女共同参画社会^{*2}の実現のためには、区民一人ひとりの意識を高めることが必要です。男性も女性も **誰もが** 社会の対等な構成員として理解し支えあって地域社会の課題に取り組んでいく必要があります。

計画最終年度(平成 33 年度)(2021 年度)の目標

- 区と交流自治体との間でより多くの文化的・経済的交流が図られ、交流関係が広く民間レベルまで浸透し、相互理解のもと、有益な価値を生み出す活発な国内交流が行われています。
- 地域で暮らす外国人が安心して生活でき、また、地域の一員として活動できる多文化共生^{*3} 社会が実現するとともに、国際友好都市^{*4} 等との交流を通じて国際理解と友好の輪が広がっています。
- 平和を希求する区民の意識が高まり、平和を愛する豊かな心が育まれてきています。
- 男女が対等な立場で互いに認め助け合い、**誰もがその**能力を発揮できる活力ある社会の実現に向けた環境が整ってきています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24 年度)		実績値 (29 年度)		目標値 (33 年度) (2021 年度)	指標の説明・計算式
国内交流事業参加者数	3,914 人		3,776 人		5,000 人	
平和のつどい ^{*5} への参加者数	700 人		900 人		1,000 人	
審議会における女性委員の登用割合	37.1%		34.4%		40%	

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 国内交流の推進	重点	P84
2 国際交流の推進		P85
3 平和事業の推進		P85
4 男女共同参画の推進		P86

※「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

- ※1 交流自治体・・・区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等の協定書を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村
- ※2 男女共同参画社会・・・男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）
- ※3 多文化共生・・・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと
- ※4 国際友好都市・・・国際友好都市協定を締結している、大韓民国ソウル特別市瑞草区及びオーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウイロビー市
- ※5 平和のつどい・・・原爆や東京大空襲などの写真パネルの展示会や平和を願うコンサート等、平和を推進するために区が取り組んでいるイベントの総称

施策32 地域住民活動の支援と地域人材の育成

現状と課題

- 町会・自治会への加入率は年々減少し、役員の高齢化や後継者不足が顕著になってきており、町会・自治会活動を支援し、その活動を活性化させていくことが課題となっています。
- 時代の変化に伴い多様化する地域課題を解決するためには、町会・自治会やNPO、事業者等、地域の様々な活動団体が協働する関係づくりを進める必要があります。
- NPOをはじめ地域活動団体が地域課題を解決していくには、それぞれの団体が単独で行動するのではなく、目的を同じくする団体同士が協働して活動していくことが重要となります。このため、中間支援組織^{※1}の機能強化、協働事業の推進、地域人材育成における「協働の担い手づくり」の積極的な展開など、協働の基盤づくりを進めていく必要があります。

計画最終年度(平成33年度)(2021年度)の目標

- 地域住民や町会・自治会をはじめとする地域活動団体間の協働により、地域の課題は区民が自ら考え解決していく「自治型コミュニティ」の形成が進んでいます。
- 協働事業の推進により、区と地域活動団体間、あるいは地域活動団体間の相互のネットワークが形成され、地域課題を解決するための「協働の輪」が広がっています。また、NPOの活動に対する区民の理解が深まり、NPO支援基金^{※2}への寄附が増加するなど、活動しやすい環境が整ってきています。
- 地域社会に貢献する人材や、協働の担い手となる人材が育ってきています。

施策指標の推移(実績)と目標値

指標名	実績値 (24年度)		実績値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
町会・自治会加入率	50.5%		46.6%		60%	加入世帯数÷住民登録世帯数
NPO支援基金への寄附件数	18件	➡	70件	➡	80件	
すぎなみ地域大学 ^{※3} 講座修了者の地域活動参加率	85.7%		90.0%		88%	講座修了者のうち地域活動参加者÷講座修了者

施策を構成する計画事業		※実行計画・頁
1 地域住民活動の支援		P87
2 地域区民センター等の整備		P88
3 NPO等の活動支援	重点	P89
4 地域人材の育成		P89

※ 「実行計画・頁」は、別冊資料4『実行計画（平成31～33年度）（2019～2021年度）』における当該計画事業の該当ページです。

※1 中間支援組織・・・協働を推進する上で、区民と区民、区民と行政、行政と企業などの間に立って、中立的な立場でそれぞれの活動をコーディネートする役割等を持つ組織

※2 NPO支援基金・・・区内で地域に貢献する活動を行っているNPO法人等に対して、区民が寄附を通じて応援するための基金

※3 すぎなみ地域大学・・・地域活動に必要な知識・技術を区民が学ぶ講座を運営し、地域社会に貢献する人材、協働の担い手を育成する事業

Ⅱ 基本構想を実現するために

協働推進基本方針

1 協働推進基本方針

基本構想の実現のためには、区と区民とが地域の活動やそれを担う人材を育み、地域の力を高め、支えあい、共につくる地域社会を築いていく必要があります。

基本構想では、その実現のために、「参加と協働による地域社会づくり」を掲げています。

そこで、基本構想の実現に向けて以下の3つの基本的な方針を定め、それに基づく取組を進めていきます。

方針1 区民参加の促進

～区民参加による地域社会づくり～

区の計画策定等の検討に当たり、幅広い年代の区民が参加できる機会をつくり、区民の意見を区政運営に生かしていくとともに、区と区民とが身近な地域の課題を共有し、**連携・協力**して解決することができる地域社会づくりを目指します。

方針2 地域人材の育成と地域活動環境の充実に向けた支援

～多様な主体の協働による地域の公共的な課題の解決～

区民や地域団体、NPO等が相互に連携・協力して地域の様々な課題に取り組むことができるようにするため、地域社会づくりを担う人材の育成や活動環境の充実に向けた支援を行い、地域で活動する多様な主体の協働により、地域課題の解決と質の高い公共サービスの提供を目指します。

方針3 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーションの充実

～参加と協働を支える区民とのコミュニケーションの充実～

参加と協働の地域社会づくりを推進するため、区の情報発信機能を見直すなど、必要な時に必要な情報が届くよう積極的に環境整備を進め、区と区民とのコミュニケーションの充実を図ります。

方針1 区民参加の促進 ～区民参加による地域社会づくり～

現状と課題

- 区と区民や地域団体とが相互に持つ強みを生かしながら連携・協力し、地域課題を解決していくことが必要です。
- 区は、パブリックコメント（区民等~~の~~意見提出手続）の実施や各種審議会等への区民参加、区民意向調査や区政モニター制度^{※1}などの実施を通して、区民意見を区政に反映しています。
- 区民参加による地域社会の実現には、幅広い年代の区民と意見交換できる機会を設けることなどに取り組み、区民の意見を生かした区政運営を進めることが必要です。

方針に基づく指標の現状と目標

指標名	当初		現状値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
現在ボランティア活動している区民の割合	7.9%		9.1%		20%	区民意向調査による
審議会等への区民の参加割合	42.4%	→	46.8%	→	50%	審議会等委員に占める区民の割合(公募区民含む)

主な取組

- ボランティアとの連携・協力による地域課題の解決
 - ・区と区民や地域団体がそれぞれの強みやノウハウを生かしながら連携・協力し、防犯・防災活動、住環境の保全活動、高齢者の見守りなどの活動にかかわることで、地域が抱える様々な課題解決を図ります。
- 区民参加の機会の拡大
 - ・区の計画策定や事業実施の検討などの場面において、より多くの区民が参加できる機会をつくり、区民の区政への参加の充実を図ります。
 - ・また、このような機会を通じて得られた区民の意見を、区政運営に生かしていきます。

※1 区政モニター…区政全般に関する意見・要望等を、組織的、継続的に収集することにより、区政執行の参考とするために募集した18歳以上の区民

方針2 地域人材の育成と地域活動環境の充実に向けた支援

～多様な主体の協働による地域の公共的な課題の解決～

現状と課題

○地域には、豊富な知識と経験を持つ人材が多数います。また、地域団体、NPO等が地域の中で様々な活動をしています。

○基本構想が目指す「参加と協働による地域社会づくり」のためには、区民や地域団体、NPO等が相互に連携・協力して地域課題を解決する活動を行うことができるよう支援体制を充実する必要があります。

○区は、地域で活躍する人材育成の取組を充実するとともに、地域で活動する団体、NPO等の活動を地域課題解決に結びつけるコーディネーター機能を強化し、地域社会への参加を促進する必要があります。

○区の協働提案制度を活用し、より多くの協働事業を創出する必要があります。

方針に基づく指標の現状と目標

指標名	当初		現状値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
すぎなみ地域大学受講生	7,677人		13,872人		16,000人	すぎなみ地域大学受講生の累計数
すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率	85.7%	→	90.0%	→	88%	講座終了者のうち地域活動参加者÷講座修了者

主な取組

○地域人材の育成

・「すぎなみ地域大学」や社会教育センターなどで実施している「地域で活躍する人材」の育成事業の充実を図るとともに、すぎなみ地域大学等での学びを地域社会の中で生かせるよう、講座修了者と地域団体等とを結びつけることにより、区民の地域活動の参加を促進します。

○協働による地域課題解決と公共サービスの提供

・区民や地域団体、NPO等の多様な主体と連携・協力し、地域課題の解決と質の高い公共サービスの提供に努めます。

・すぎなみ協働プラザや杉並ボランティアセンターなど、区民や地域団体などの地域活動を支援する中間支援組織間で連携し、地域活動の支援の幅を拡げていきます。

・協働提案制度は、区と地域団体、NPO等が、お互いの立場を尊重し、役割を分担しながら地域の課題解決に取り組む制度です。区からの課題提起や地域の課題解決を踏まえた地域団体、NPO等からの提案について、協働の関係を創り出しながら実現に向けて取り組んでいきます。

方針3 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーションの充実

～参加と協働を支える区民とのコミュニケーションの充実～

現状と課題

○参加と協働による地域社会づくりを推進していくためには、区と区民のコミュニケーションの充実が欠かせません。そのためには、必要な時に必要な情報が**伝わる**仕組みづくりと区の情報発信の充実が必要です。

○区では、広報紙やホームページ、ソーシャル・ネットワークキング・サービス※¹などを活用して区政や地域の情報発信を行っています。

○また、ICT（情報通信技術）を利用できないなど、様々な理由で情報へのアクセスが困難な区民に配慮した情報提供を行うことも重要です。

方針に基づく指標の現状と目標

指標名	当初		現状値 (29年度)		目標値 (33年度) (2021年度)	指標の説明・計算式
広報紙のわかりやすさ	67.4%		59.6%		100%	区民意向調査による
ホームページのわかりやすさ	45.0%	→	47.8%	→	80%以上	区民意向調査による
区の情報の到達度	42.1%	→	36.9%	→	80%以上	区民意向調査による

主な取組

○情報発信とコミュニケーションの充実

・わかりやすく区の情報や魅力を発信し、区民一人ひとりの区への誇りや愛着心を高め区民の区政への参加に結び付けます。

・生活様式の多様化やICT（情報通信技術）の進展に対応した新たな情報発信の取組、また様々な理由で情報へのアクセスが困難な区民に配慮した掲示など適切な情報提供により、必要な時に必要な情報が**伝わる**仕組みづくりと区の情報発信の充実に努めます。

・日頃、区政に参加する機会の少ない区民と意見交換する機会の拡充に努めるとともに、情報発信にも工夫を凝らし、区民との協働の機運を高めていきます。

※1 ソーシャル・ネット・ワーキング・サービス…人と人の社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス

2 行財政改革基本方針

常に事務事業を見直し、効率的な執行に努め、「最小の経費で最大の効果」を挙げることは、行政の責務です。

日本経済は、雇用環境や所得環境の改善が進み、デフレからの脱却に向け前進が見られるなど、緩やかな回復基調が見られるものの、今後の景気の動向は、消費税増税や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の特需の反動による消費の落ち込み、さらには海外経済の不確実性など、先行き不透明と言わざるを得ません。加えて、国による不合理な地方税の偏在是正措置など、区財政への影響は、予断を許さない状況が続くことが予想されます。

一方、東京圏への人口一極集中が続く中、区は、防災・減災対策の推進、保育などの子育て支援や超高齢社会への対応など、増大する行政需要に迅速かつ的確に対応していかなければなりません。

こうしたことを踏まえ、基本構想の実現に向けて、基礎自治体の責任と役割が増大している分権型時代における行財政改革の基本方針を以下のとおり定め、それに基づく行財政改革推進計画を進めていきます。

方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現

区民の安全・安心を確保するための防災・減災対策の推進や福祉施策の充実、老朽化が進む区立施設の改築・改修など、財政の健全性を保ちつつ必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営に努めます。

方針2 効率的な行政運営

行政評価の充実を図り、事業運営の改善や執行方法の見直し、AI(人工知能)など新たな技術の活用の検討、業務委託や指定管理者制度など民間事業者等の多様な主体を活用したサービス提供を進めるなど、創造的で効率的な自治体経営を実現する行財政改革を推進します。

方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成

新たな人事・給与制度の改正等を受けて、研修体系を見直し、研修を充実するなど、職員の育成に努めます。また、民間に委ねることが妥当な業務は、民間のノウハウを積極活用し、民営化・民間委託を推進するなど、より簡素で効率的な組織体制への見直しにより、職員数の適正管理に努めます。

方針4 区立施設の再編・整備

区立施設再編整備計画に基づき、施設の長寿命化による財政負担の平準化や施設の複合化・多機能化による施設運営の効率化を図るとともに、再編によって生み出された施設・用地を民間活力の導入などにより有効に活用し、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

また、国や東京都、他自治体と連携・協力して公有地などの資産の有効活用に努めます。

方針5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

災害時における自治体間連携の仕組みである自治体スクラム支援や、南伊豆町における特別養護老人ホーム整備の取組をモデルとして、特定の事業を介した新たな基礎自治体間の広域連携を積極的に進めます。

方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現

現状と課題

- 日本経済は、雇用情勢や所得環境の改善が進み、デフレからの脱却に向け前進が見られるなど、緩やかな回復基調が見られます。しかし、今後の景気の動向は、消費税率の引き上げによる消費の落ち込みや東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後の特需の反動のリスクに加え、海外経済の不確実性もあり、先行き不透明と言わざるを得ません。
- また、現在は人口の増加に伴い税収も増加傾向にありますが、今後は高齢化が一層進展し、将来的には人口が減少に転ずることが予測されることから、税収の大幅な伸びは期待できない状況です。加えて、国による不合理な地方税の偏在是正措置やふるさと納税制度の影響による税収減の拡大も見込まれるなど、区財政をめぐる状況は厳しさを増していくものと予想されます。
- 一方、区は、首都直下地震に備えた**防災・減災**対策の推進、少子・高齢化の進展に対応した福祉施策の充実、老朽化が進む区立施設の改築・改修など、大都市特有の膨大な行政需要を抱えています。社会保障関連経費（扶助費・繰出金）の支出はこの 15 年間で約 **2.2** 倍に、また、公共施設等の建設や用地購入などの社会資本の形成のための投資的経費の支出についても約 **2.2 倍** に伸びており、今後とも増大していくことが見込まれます。
- このような厳しい財政状況の中で、基本構想の実現に向けた取組を着実に推進するとともに、新たな行政需要にも、将来にわたって迅速・的確に对应していくためには、財政の健全性を確保し、持続可能な財政運営を行っていくことが不可欠です。

主な取組の方向性

○財政健全化と持続可能な財政運営の実現

- ・**足元**の行政需要に着実に対応するとともに、首都直下地震等の大規模災害への備えをはじめ、将来の行政需要にも迅速・的確に対応できるよう、平成 24 年度に定めた「財政健全化と持続可能な財政運営のルール」を見直し、新たなルールの下、引き続き健全な財政運営に努めていきます。
- なお、ルール策定の目的に照らし、運用にあたっては、経済情勢を踏まえるとともに、行政需要とのバランスを考慮して対応していくものとします。

○財源の確保

- ・特別区民税や国民健康保険料などの収納率の向上を図るため、口座振替の勧奨強化、納付センターの活用のほか、新たに電子収納サービスの導入を進めます。また、広報すぎなみ等への民間事業者の広告掲載により財源を確保するとともに、ネーミングライツの拡大など、新たな財源確保に努めます。

○負担の公平性の確保

- ・受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料の見直しを行うとともに、補助金の見直しなど事業の適正化を図るよう取組を推進していきます。

新たなルールの策定の視点

- 単年度の収支均衡と中長期的な財政の健全性を確保するためのルールとする。
- 積立基金の中心である財政調整基金と施設整備基金について、それぞれの目的や基金の性格に応じて積立目標を設定する。
- 現金主義と発生主義の両面から財政の健全性を計ることができるルールとする。
- 財政指標については、経年変化を見ることができ、他の自治体との比較が可能なものとする。

【新たな「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」】

- ルール① 大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備え、財政調整基金の年度末残高350億円の維持に努めます。
- ルール② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に40億円を目途に積み立てます。
- ルール③ 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債についても、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して発行します。また、金利動向等を見据え繰上償還を行い、公債費の軽減に努めます。
- ルール④ 財政運営の弾力性を保持するために、行政コスト対税率等比率が100%を超えないように努めます。
- ルール⑤ 将来にわたって健全な財政運営を持続していくために、債務償還可能年数が3年を超えないように努めます。

各ルールの解説

○ルール①について

- ・過去の大規模災害で被災した自治体の人口一人あたりの災害復旧費（一般財源ベース）を杉並区の人口に換算した場合の経費を参考に、災害時の備えとして集中復興期間とされる5年間に必要な経費を150億円と算出しました。・・・（A）
- ・平成20年9月のリーマンショックによる特別区税と特別区財政調整交付金の減収額が、平成22年度からの4年間で214億円だったこと、また、同期間の当初予算での財政調整基金の取崩額の合計が208億円だったことを踏まえ、経済事情の変動等による減収への備えとして必要な経費を200億円と算出しました。・・・（B）

⇒ 財政調整基金の年度末残高として維持すべき額 (A) + (B) = 350億円

○ルール②について

- ・「施設白書2018」において試算した、長寿命化を図った上で現在の施設を同規模で維持した場合の30年間の将来更新経費に、中規模修繕等の経費を追加し、工事単価を現在の単価に置き換え消費税を見込むと、年平均の更新経費は115.1億円になると見込まれます。ここから、改築施設の規模の適正化を図り、国や都からの補助金、区債などの特定財源を除いた残りの経費のうち、大規模な工事に要する経費の80%程度（中規模修繕等の経費を含めた全体経費の55%）を施設整備基金でまかなうと想定し、毎年度の積立額を年40億円と算出しました。

⇒ 毎年度の施設整備基金への積立額

115.1億円×95%（改築施設の規模の適正化）×65%（国・都支出金と区債充当額の5年平均35%を減じた額）×55%（大規模な工事に施設整備基金を80%充当した場合の全体経費に占める割合）≒40億円

○ルール③について

- ・今後の施設の更新に合わせて区債発行の増加も予想されることから、引き続き区債発行の精査と、公債費の負担を抑えるため繰上償還の実施についてルール化します。

○ルール④、⑤について

- ・いずれの指標も公会計情報から得られる財政指標 （財務書類における一般会計等の数値により算出） で、経年変化と他の自治体との比較をすることができます。
- ・「行政コスト対税率」が100%を下回る場合は、収益を除いた行政コストを税率や補助金でカバーできていることを表し、翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されたか、負担が軽減されたこととなります。100%を超える場合には、過去から蓄積した資産が取り崩されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したことを表します。
- ・「債務償還可能年数」は、実質的な債務を業務活動収支の黒字分の何年分で償還できるかを示します。この年数が短いほど、中長期の財政の健全性が確保されていると言えます。
- ・財政運営の弾力性と持続可能性を確保するため、これまでの指標の推移や今後の行政需要の見通し、他自治体の数値等を踏まえ、目標値を設定しました。

計算式

$$\text{行政コスト対税率} = \frac{\text{行政コスト計算書における純経常行政コスト※1}}{\text{純資産変動計算書における財源※2}} \times 100$$

※1 純経常行政コストは、行政コスト計算書における経常費用（人件費、社会保障給付等）から経常収益（使用料等）を差し引いた額による。

※2 財源は、純資産変動計算書における税率等と国県等補助金の合計額による。

計算式

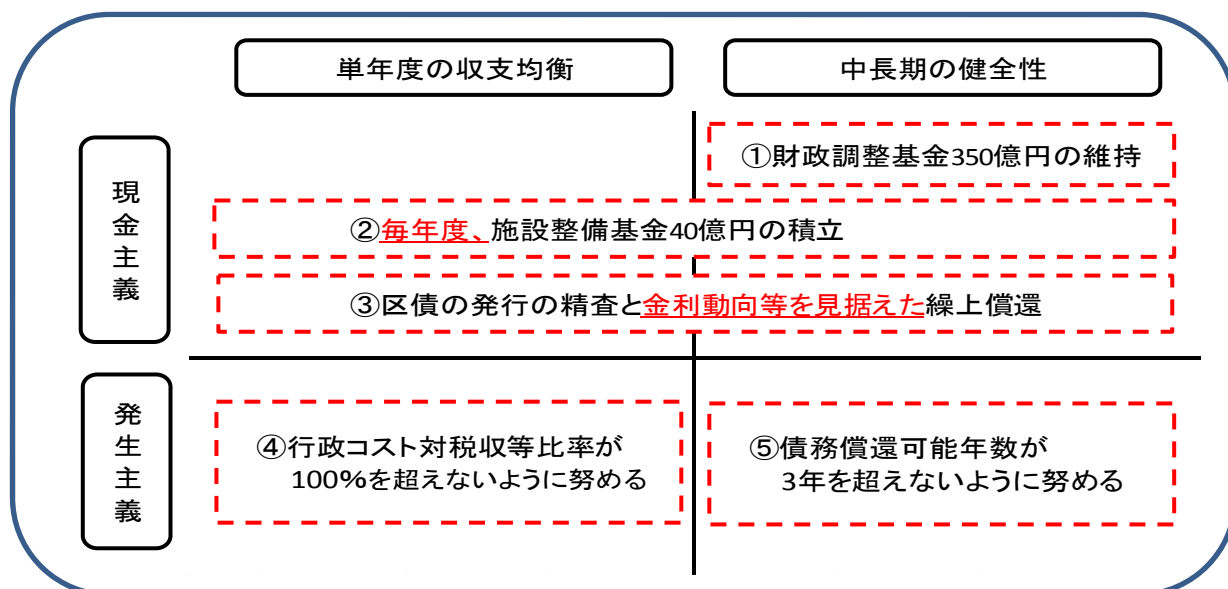
$$\text{債務償還可能年数} = \frac{(\text{将来負担額※1} - \text{充当可能基金残高※1})}{(\text{業務収入等※2} - \text{業務支出※3})}$$

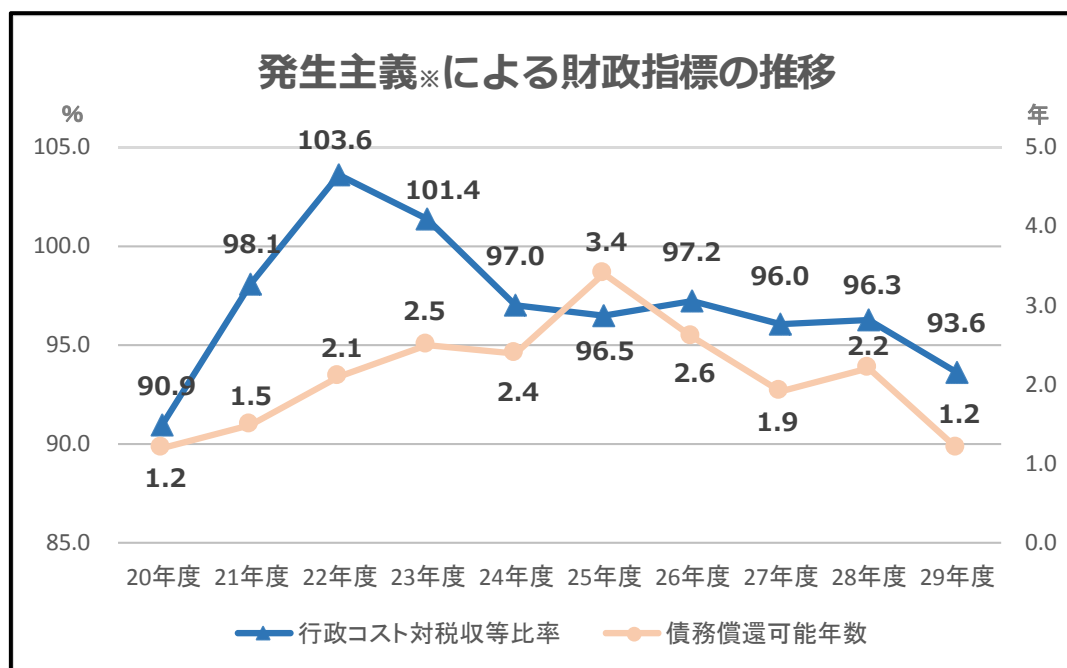
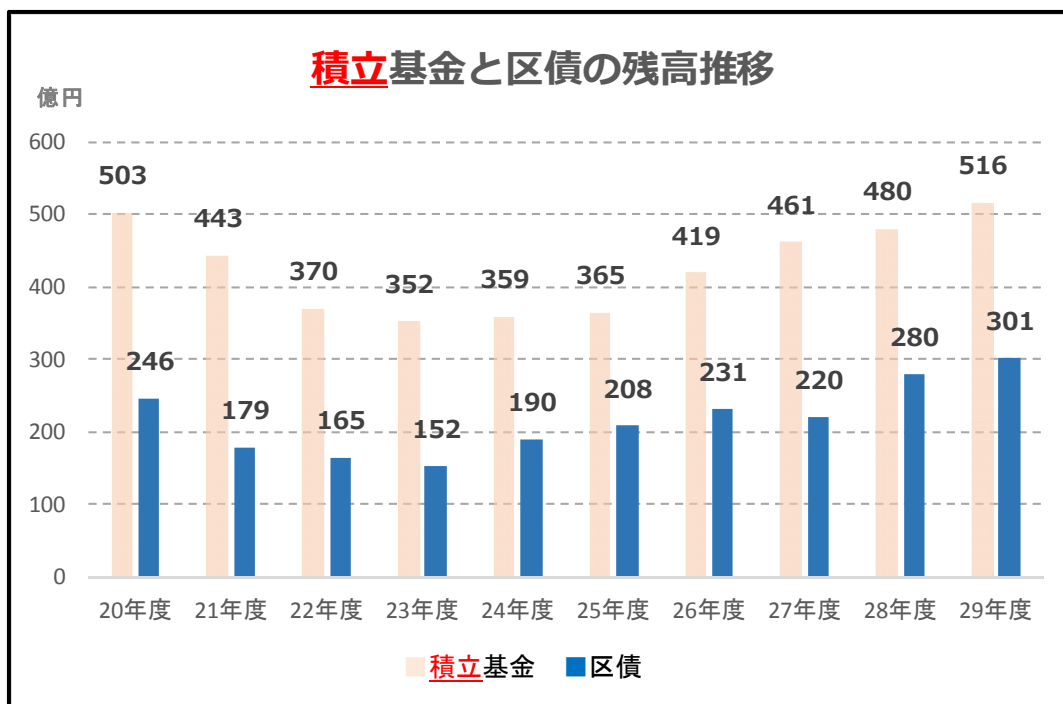
※1 将来負担額及び充当可能基金残高は、財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 業務収入は、資金収支計算書における業務収入（地方税、地方交付税等）による。

※3 業務支出は、資金収支計算書における業務支出（人件費、物件費、補助金等）による。

新ルールのイメージ





※平成 27 年度以前の数値は「基準モデル」による財務諸表の数値を組み替えて算出、平成 28 年度以降は「統一的な基準」により算出。

方針2 効率的な行政運営

現状と課題

- 財政の健全性と持続可能な財政運営を確保しつつ、基本構想の実現に向けた施策を推進するためには、絶えず事業を評価・検証し、目標達成に向けた事務事業の改善に取り組むとともに、新たな視点でこれからの行政運営を進めることが求められています。
- 区は、行政評価^{※1}を実施して施策と事務事業の評価・検証を行っていますが、効率的な行政運営を行っていくためには、制度の実効性を高める必要があります。また、地方公会計制度と行政評価制度を連動し、事業別や施設別の行政コスト計算書などを効果的に活用していくためには、手順の見直しなど課題解決を図る検討を進める必要があります。
- 多様化する区民ニーズに対応するとともに、業務の効率化とサービスの質の向上を図る観点から、窓口業務の委託等を進めてきました。今後も、事業の見直しを進め、民間に委ねることが妥当な業務は、民間のノウハウを積極的に活用し、効率的な行政運営を行うことは不可欠です。

主な取組の方向性

○行政評価の充実

- ・事務事業の評価・検証を適切に実施し、総合計画・実行計画の進捗状況・達成度を把握するとともに、不断に事業の見直しを行うため、職員研修の実施などにより行政評価の充実を図ります。また、地方公会計制度との効果的な連動を見据えた研究に取り組みます。

○事業の運営や執行方法の見直し

- ・事業の運営状況や執行方法の評価・検証を行い、業務を標準化するなど、より効率的な執行方法への見直しを進めます。

○情報システムの見直し

- ・区の住民情報系システムを再構築し、効率的・効果的なシステムの管理・運営に努めます。

○多様な主体によるサービスの提供

- ・業務の効率化とサービスの質の向上という観点から、民間に委ねることが妥当なものは業務委託や指定管理者制度の導入など、民間事業者等を活用したサービスの提供を進めます。また、業務委託等を実施した事業については、モニタリング^{※2}システムを通じて労働環境の整備も含め業務の履行を継続的に管理・監督して、サービスの向上を図ります。また、AIやRPA^{※3}などの新たな技術の活用の可能性についても検討します。

※1 行政評価・・・効率的かつ効果的な区政運営に向けて、事業の選択や見直しを行うために施策等の成果や目標の達成度、課題等を明らかにする取組

※2 モニタリング・・・委託業務(指定管理者制度を含む)について、安全管理を含む業務の履行確認及びサービスの質に関する評価を行い、各業務を継続的に管理・監督すること

※3 RPA・・・Robotic Process Automationの略。人工知能(AI)などの技術を活用した業務の効率化、自動化の取組

方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成

現状と課題

- 区は、時代の変化に挑戦する職員の育成等を図るため、人事・給与制度の改正等を受けた研修体系の見直しや研修の充実に取り組んできました。また、職員の意識改革や組織の活性化等を図るため、職員提案等や接遇・マナー評価を実施してきました。
- 今後とも、事業の見直しなど効果的に事務事業を推進していくためには、組織体制についても常に見直しを行い、**職員数**の適正管理に努める必要があります。
- 職員のワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、超過勤務を縮減する取組を進めるとともに、時差出勤の拡大など勤務体制を整備する必要があります。
- 年金支給開始年齢の引き上げに伴う職員増を踏まえ、平成 32 年度から導入する会計年度任用職員^{※1}の任用や服務管理を行う必要があります。

主な取組の方向性

- 研修の充実と職員の育成**
 - ・人材育成計画に基づく研修の実施、職場の OJT^{※2}の推進等により職員を育成し、区民サービスの向上に努めます。
- 効率的で活力ある組織運営**
 - ・行政需要の変化による組織横断的な課題や業務量の増加に対応できる組織体制の見直しを行うとともに、仕事の進め方や執行方法の見直しによる超過勤務の縮減と、時差出勤を拡大するなど勤務体制の整備により、職員が能力を発揮できる組織づくりを進めます。
- 職員数の適正管理**
 - ・組織の活性化を図る観点から、増加が見込まれるフルタイム再任用職員を生かしながら新規採用職員を確保するため、定員管理方針を策定し、会計年度任用職員も含めた職員数の適正管理に努めます。

※1 会計年度任用職員・・・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により平成 32 年度から新たに創設される一般職の非常勤職員

※2 OJT・・・on the job training（職場内部下育成）の略。部下に仕事を与え、その仕事ができるように指導・育成していくこと

方針4 区立施設の再編・整備

現状と課題

- 区立施設の多くは、昭和30年代から40年代にかけて整備されており、老朽化が進んでいます。一方で、首都直下地震等の大災害の発生リスクは高まっていることから、老朽化に的確に対応し、安全・安心な施設サービスを提供していく必要があります。
- 時代の変化とともに区民のライフスタイルは多様化しており、需要に対し不足している施設がある一方、必ずしも十分に活用されていない施設もあります。また、施設の改築・改修及び維持管理には多大な経費がかかり、施設を利用しない区民も含め、その経費を税金で負担しています。このような施設を取り巻く状況を踏まえ、施設の有効活用を図っていく必要があります。
- 今後30年間の区立施設の改築・改修経費について、「施設白書2018」の試算をより実勢に近づけるため、直近の区の工事単価への修正や消費税を加算するなど試算条件を改めて精査した結果、現在の施設を同規模で維持する場合に必要な経費は、約3,452.8億円となりました。
- 試算を通して施設の長寿命化を図ることにより経費の平準化を図れることは明らかになりましたが、更なる経費の縮減を図るためには、施設の複合化・多機能化による施設規模の適正化を図る必要があります。また、民間事業者の資金や経営ノウハウ等を積極的に活用し、施設運営の効率化を図る必要があります。

主な取組の方向性

○区立施設再編整備計画の推進

- ・7地域を施設整備の基準として、施設の長寿命化や施設の複合化・多機能化により更新経費の縮減を図るとともに、再編整備によって生み出された施設等については、活用の検討段階から民間事業者との対話により民間参入の可能性を調査するサウンディング型市場調査（マーケットサウンディング型^{※1}や提案インセンティブ付与型^{※2}など）の導入を検討し、誰もが利用しやすい施設づくりを推進します

○東京都・国との連携・協力によるまちづくりの推進

- ・区、東京都、国で構成する「まちづくり連絡会議」の開催など、東京都や国との連携・協力を通じて、土地・建物などの資産の有効活用を図ります。

※1 マーケットサウンディング型・・・市場性の有無や実現可能性等を把握するため、検討段階から民間事業者と意見交換や対話を行い、様々なアイデアや意見を把握して事業案を策定するもの

※2 提案インセンティブ付与型・・・民間事業者からアイデアを含んだ提案を募集し、提案を採用したときは、公募条件を整理するため提案事業者からヒアリングを行い、事業者選定時の評価において提案事業者にインセンティブを付与するもの

方針5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

現状と課題

- 地方分権改革の進展に伴い、区民に最も身近な基礎自治体としての区の責任と役割は増大しています。しかし、今日においても、国から地方への税源移譲の問題や、都区の事務配分のあり方などが課題となっている都区制度改革も道半ばの状態にあります。
- 区民が暮らしやすい地域社会の実現に向けては、区境の地域における地域のにぎわい創出や安全・安心なまちづくりを、隣接する自治体との連携・協力により、区民サービスの向上を図っていく必要があります。
- 東日本大震災を機に、大規模災害発生時における物資や避難先の確保など、近隣自治体のみでなく、広域的な基礎自治体間の連携を図っていくことが重要です。
- 福島県南相馬市への支援にあたり設置した自治体スクラム支援会議は、区と災害時相互援助協定を締結する9つの自治体まで広がり、大規模災害発生時には、広域連携によりそれぞれの地域特性を活かした効果的な相互支援を可能とする重要な取組です。
- 区は、自治体スクラム支援会議でのノウハウを生かし、平成30年7月の西日本豪雨で被害を受けた岡山県総社市への職員派遣など、被災地の状況に応じた支援活動に取り組んでいます。
- 今後も、災害時における自治体間連携の仕組みや、南伊豆町での自治体間連携による特別養護老人ホーム整備の取組をモデルとして、特定の事業を介して新たな基礎自治体間の広域連携を進めることも必要です。

主な取組の方向性

- 自治・分権の推進
 - ・基礎自治体として区の自主的・自立的な行財政運営を可能とする真の自治・分権改革と、都区制度改革の推進に取り組みます。
- 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上
 - ・隣接自治体と連携・協力を進め、区民サービスの向上と暮らしやすい地域社会の実現を目指します。また、国内交流自治体と文化・スポーツ、農産物等の物流など相互の地域特性を活かした交流を行い、地域活性化等に取り組めます。
- 基礎自治体間の新たな広域連携の推進
 - ・自治体スクラム支援や南伊豆町における特別養護老人ホーム整備の取組をモデルとして、特定の事業を介した新たな基礎自治体間の広域連携について、検討し、推進します。
- 区立学校と区内都立学校との連携協働による教育活動の推進
 - ・「杉並区教育委員会と区内都立学校との連携協働に関する包括協定」に基づき、区立学校と区内都立学校の連携協働をより有効なものとしていくため、効果的な個別取組事例を共有するなど、連携に係る取組を推進していきます。

3 区民と共に実現する基本構想

杉並区の将来像である「基本構想」は、区と区民が共有し、力を合わせてこれからの杉並区を築いていくための指針です。

この基本構想の実現に向けて、区民と共にその達成度を確認しながら取り組みます。

主な取組

○基本構想実現のための区民参加

- ・無作為抽出により参加者を募る「基本構想実現のための区民懇談会」等を開催するなどにより、区民と共に総合計画の達成度や計画事業の進捗状況を確認しながら、基本構想の実現に取り組みます。

○総合計画等の進捗状況の公表

- ・総合計画等の進捗状況について、毎年度、広報・ホームページ等により公表し、区民に周知します。